

令和6年第3回定例会

一宮町議会会議録

令和6年9月19日 開会

令和6年9月19日 閉会

一宮町議会

令和6年第3回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（9月19日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
一般質問	11
篠瀬寛樹君	11
大橋照雄君	23
宇佐美信幸君	34
畑場博敏君	40
鵜沢一男君	47
藤井幸恵君	52
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託	58
報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑	61
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	68

議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
閉会の宣告	79
署名議員	81

第 3 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

9 月 19 日 （ 木 ）

令和6年第3回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和6年9月19日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
7番	鵜	沢	一	男	8番	小	安	博	之	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	森		佐	衛	12番	舩	場	博	敏	
13番	小	関	義	明	14番	鵜	沢	清	永	

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	大	場	雅	彦	
会計課長	横	山	千	尋	教育長	竹	之	内	達	生
総務課長	高	田		亮	企画広報課長	渡	邊	高	明	
税務課長	鎗	田	浩	司	住民課長	目	良	正	巳	
福祉健康課長	関		晴	美	都市環境課長	森		常	磨	
産業観光課長	田	中	一	郎	子育て支援課長	中	村	晴	美	
教育課長	渡	邊	浩	二						

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	御	園	明	裕	書記	長	谷	川	里	紗
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	一般質問

日程第六	承認第	1号	令和6年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の専決処分につき承認を求めることについて
日程第七	認定第	1号	令和5年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第八	認定第	2号	令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第九	認定第	3号	令和5年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十	認定第	4号	令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十一	認定第	5号	令和5年度一宮町農業集落排水事業会計決算認定について
日程第十二	報告第	1号	令和5年度一宮町健全化判断比率について
日程第十三	報告第	2号	令和5年度一宮町農業集落排水事業会計資金不足比率について
日程第十四	議案第	1号	一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十五	議案第	2号	原地区農業集落排水処理施設改修工事の請負契約締結について
日程第十六	議案第	3号	令和5年度一宮町農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第十七	議案第	4号	千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第十八	議案第	5号	令和6年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定について
日程第十九	議案第	6号	令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定について
日程第二十	議案第	7号	令和6年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定について
日程第二十一	議案第	8号	令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第2次）議定について

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢清永君） 皆さん、おはようございます。

残暑厳しい中、早朝よりご参集いただき誠にご苦労さまです。

9月に入っても真夏のような日が続きますが、体調など崩さぬよう、くれぐれも注意してください。

それでは本日もよろしく願いいたします。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまから令和6年第3回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢清永君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢清永君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、10番、吉野繁徳君。

○議会運営委員長（吉野繁徳君） 吉野です。

会期について、議会運営委員会からご報告申し上げます。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、専決処分の承認が1件、各会計の決算認定5件、健全化判断比率等の報告2件、条例の一部改正1件、工事請負契約の締結が1件、未処分利益剰余金の処分1件、規約の改正に関する協議1件、補正予算4件であります。

また、一般質問は6名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会議については本日1日としたいと思っております。

以上、報告いたします。

○議長（鵜沢清永君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（鶴沢清永君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鶴沢清永君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

8番、小安博之君、9番、袴田 忍君、以上兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（鶴沢清永君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鶴沢清永君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書、令和5年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、令和5年度一宮町農業集落排水事業決算審査意見書、令和5年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書、一宮聖苑組合議会議員から、議会定例会概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告を一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（鶴沢清永君） 日程第4、町長の行政報告を行います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを

許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和6年第3回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、令和5年度の決算認定や補正予算案など合計16件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして町政運営の概況をご報告申し上げます。

初めに、総務課所管の業務でございます。

まず、令和5年度の決算状況をご報告いたします。

一般会計をはじめ、全ての会計につきまして、5月31日に出納の閉鎖をいたしました。決算規模につきましては、一般会計と特別会計、さらに公営企業会計を合わせ、歳入額84億5,315万円、歳出額81億8,667万円となり、歳入歳出の差引額は2億6,648万円でございます。

本定例議会において、令和5年度各会計の決算認定をいただきたく、決算書及び関係書類を提出しておりますので、よろしくご審議賜るようお願いを申し上げます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても本定例議会で報告いたしますが、算定の結果、指標は全て基準値を下回り、健全な財政状態を保つことができました。

続きまして、防災の関係です。

8月16日の台風第7号では、土砂災害と洪水の高齢者等避難を発令し、最大17世帯29人が避難所に避難されました。幸いにして町内で大きな被害はございませんでしたが、温暖化によりますます脅威となる台風に対して、今後も速やかな対応に努めてまいります。

また、今月29日の日曜日には、避難経路の確認や防災意識向上の機会として、津波避難訓練を実施いたします。

次に、昨年度から調査検討を行っておりますGSSセンターの土砂災害対策についてですが、安全面、経済性を考慮した結果、裏山を適切な斜度まで切土し、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の解除を可能とする切土工案を採用いたしました。本定例会の補正予算案に、その詳細設計のための委託料を計上いたしましたので、よろしくご審議賜るようお願いを申し上げます。

続きまして、企画広報課所管の業務についてであります。

ふるさと応援事業についてであります。令和5年度、ふるナビなど、新たに2つのポー

タルサイトの開設を行った効果もあり、過去最大の5,063件、2億1,004万4,000円のご寄附を頂きました。

本年度につきましても、さらに2つポータルサイトの開設をし、合計10のポータルサイトの運用で増収を図っております。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震で被災しました石川県珠洲市を支援するため、令和6年1月16日から令和6年3月末日まで、珠洲市の代理で本町がふるさと納税による寄附の受付を行いました。集まった支援金額は、ポータルサイトなどに係る経費を除きました509万6,655円で、5月20日に石川県珠洲市へ送金をいたしました。

次に、一宮町まち・ひと・しごと総合戦略の重点戦略に掲げております世界サーフィン保護区認定に向けた取組についてですが、町内関係機関及び団体への事前説明を終え、融資関係団体のキーパーソンによるミーティングを行ってまいりました。本取組をさらに加速させるための第1弾として、令和6年11月10日に町の魅力発表会を開催する予定です。また、その取組に対する予算につきましても本議会へ上程いたしておりますので、ご審議賜るようお願いを申し上げます。

引き続き、町をさらに豊かで力強い町にするための取組を推進してまいります。

続きまして、税務課所管の業務についてであります。

定額減税に伴う調整給付金については、8月23日付で2,099人に確認書を送付し、9月13日時点で約6割に相当する1,374の方が申請されています。申請期限を10月31日までとしておりますので、引き続き期限までの提出を勧奨するとともに、早期給付に努めてまいります。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてであります。

初めに、福祉事業の関係です。

長引く物価高騰に伴う生活支援として、令和6年度に新たに住民税非課税均等割のみ課税となる世帯を対象に1世帯当たり10万円を、また、その世帯の平成18年4月2日以降に生まれた18歳以下の児童に対し、1人当たり5万円を給付する低所得世帯支援金給付事業につきましては、8月7日に確認書を発送し、受付を開始いたしました。9月11日の時点で約半数に当たる187世帯、また、こども加算については24世帯41人分をそれぞれ支給いたしました。

なお、申請等の期限を10月15日としておりますので、引き続き円滑な支給事務に努めてまいります。

本定例会で補正予算案に、令和6年度の住民税の決定に伴う増額経費を上程しております

ので、よろしくご審議賜るようお願いを申し上げます。

次に、健康事業の関係です。

この10月1日から3種類の予防接種事業を実施いたします。

1つ目は、例年実施しております季節性インフルエンザ定期接種です。65歳以上の方と日常生活が極度に制限される疾病をお持ちの60歳から64歳までの方が対象で、令和7年1月末までの期間に1回の接種で町から3,000円を上限に助成いたします。

2つ目は、今年度から定期接種となりました新型コロナ定期接種です。こちらは季節性インフルエンザ定期接種と同様の方を対象とし、令和7年3月末までの期間に1回の接種で、国助成金8,300円と町助成金3,000円の合計1万1,300円を上限に助成いたします。

3つ目は、今年度より新たに助成を開始いたします子供のインフルエンザ任意接種です。こちらは、令和7年1月末までの期間に、生後6か月から13歳未満の方は2回、13歳以上の中学生は1回の接種で、町から1回当たり3,000円を上限に助成いたします。

いずれの予防接種も、対象となられる皆様には9月下旬にご案内を郵送いたします。

次に、介護保険事業の関係です。

近年の光熱水道費の高騰や、在宅で生活している方との負担の均衡を図る観点から、介護保険施設等を利用している方の居住費の負担限度額が変更となり、この8月から適用が開始されました。これに伴い、サービス利用者の皆様に負担限度額認定証を交付いたしました。

続きまして、子育て支援課所管業務についてであります。

学童保育運営事業につきましては、7月1日から委託業者の株式会社アンフィニが運營業務を開始いたしました。夏休み期間中は利用者が増加しましたが、人材確保の実績がある業者へ委託を行ったため、一宮及び東浪見小学校ともに1教室の増設をすることができました。

次に、こども医療費についてですが、7月19日に高校生以下の対象者にこども医療費受給券を発送いたしました。なお、8月からは高校生も中学生以下の子供と同様に、医療機関で保険診察の範囲内で、定額の自己負担金のみで受診できる現物給付に変更いたしました。これにより利用者は医療費の請求のための来庁が不要となり、利便性の向上につながりました。

続きまして、産業観光課所管業務についてであります。

まず農業関係についてです。

水稲の病虫害被害を効率的に防ぐため、ドローンによる農薬散布を7月の2日間、合計156.5ヘクタールの圃場に実施いたしました。

今年度から新たに新地地区の散布も実施し、地域全体での病虫害の発生や被害を効果的に

抑えることができました。続きまして、林業振興関連としては、一宮海岸の魅力向上を図るため、森林環境譲与税を活用し、海岸中央部に木製ブランコを設置しました。

また、新規事業として、森林環境整備に関する協定を締結している市川市と合同で、両市町の小学生4学年から6学年を対象とした普及啓発や市民交流活動イベントを10月12日に憩いの森で開催いたします。

次に、多くの方々に町の資源や文化に触れる機会を提供し、地域の魅力や交流を高めるため、農林商工祭を10月27日に開催いたします。関係各所と連携しながら、円滑な運営に努めてまいります。

続きまして、商工関係について申し上げます。

プレミアム付き商品券事業は、購入申込期間が終了し、11月1日から商品券の販売、使用開始となります。今後は、期限内の購入や使用についての広報等に努めてまいります。

続きまして、観光関係についてご報告いたします。

一宮海水浴場ですが、7月20日から8月25日までの37日間、2万7,090人の方にご来場いただき、事故もなく終了することができました。

続きまして、各種イベントについてです。

7月20日には、海水浴場オープンに合わせ、南九十九里はまぐり祭りを開催いたしました。海の魅力を伝えるとともに、千葉ブランド水産物である九十九里地はまぐりを県内外多くの方にPRいたしました。

次に、観光地曳網は7月28日と8月4日に開催しました。例年以上の来客があり、生きた魚を見て触れられる貴重な体験に大変満足され、多くの方から感謝の声をいただきました。

8月3日には町の一大イベント、納涼花火大会を盛大に開催しました。

今年は多種多様な花火を打ち上げ、より多くの皆様を楽しめるよう工夫を凝らした結果、昨年以上の観客でにぎわいを見せました。今年は、物価高騰の影響を大きく受けている中での開催となり、大変厳しい経済状況ではありましたが、町内外の皆様から、例年以上のご寄附を頂き、改めて感謝申し上げます。

次に、地域を代表する伝統行事、第46回上総国一宮まつりは、9月7日に上総一ノ宮駅東口下で開催しました。

当日は、上総おどりに加え、アトラクションとして町内の小中学校や高等学校による演技や演奏が披露されたほか、各種団体によるダンスや和太鼓、よさこいなどが繰り広げられ、会場は大変盛り上がりました。

今年も大きな事故もなく、無事、夏季イベントを終えることができました。主催者をはじめとする警察、消防など各関係団体の皆様には深く感謝申し上げます。

続きまして、農業集落排水事業についてです。

令和7年度末までの予定で原地区排水処理場の機能強化事業に取り組んでおります。

令和5年度から機械及び電気設備製作工事に着手しておりますが、今年度より2か年の計画で、施設内の水槽躯体工事や機械及び電気設備の据付け工事等を実施いたします。本工事の契約締結に係る議案を本定例会に上程いたしましたので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、都市環境課所管の業務についてであります。

まず、道路事業についてです。

今年度に予定しております町道の新設改良工事と、道路維持工事は9月5日に今年度6回目となる入札を行い、件数ベースで50%の発注が完了いたしました。

また、国の交付金を活用している町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの改良工事につきましても、9月12日に発注をいたしたところであります。

なお、本路線は昨年度をもちまして、拡幅に必要となる用地買収を全て終えておりますので、引き続き早期完成を目指し、事業を推進してまいります。

次に、災害復旧事業についてです。

昨年の台風13号により路肩が決壊した細田堰脇の町道1-2号線ではありますが、稲作時期を終えたことにより、細田堰の水を抜くことができるようになりましたので、今月中に工事を発注し、被災箇所の復旧に取り組んでまいります。

次に、環境衛生事業についてであります。

長生地区九十九里海岸クリーン対策協議会主催による海岸清掃を9月21日土曜日に、一宮海岸で実施いたします。多くの皆様のご協力をお願い申し上げます。

続きまして、教育課所管業務についてであります。

まず、学校教育関係についてです。

8月22日、23日にかけて、教育委員会主催による中学生国内語学研修を実施し、中学3年生32名が参加しました。生徒たちは東京都にある体験型英語学習施設、東京グローバルゲートウェイブルーオーシャンにおいて、オールイングリッシュによるシチュエーションに応じた表現方法や、効果的なスピーチテクニックを身につけるためのセッションを受講しました。生徒それぞれが英語力の発揮や向上、苦手意識の克服など、目的意識を持ちながら生きた英

語に挑戦しました。研修後の生徒の表情はとても生き生きしており、英語学習の意欲向上につながるといった感想も多く、非常に有意義な研修となりました。

小学校においては、夏季休業中に児童の学力向上と学習習慣確立の一助を目的としたサマースクールを実施しました。東浪見小学校は7月23日、24日、26日の3日間で延べ175名、一宮小学校は7月25日と8月1日の2日間で延べ220名の児童が参加しました。学習指導には、一宮商業高等学校、大多喜高等学校、茂原高等学校の生徒の方々にもご協力をいただきました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

また、7月25日と8月8日には、着衣水泳とサーフィンの体験型学習を希望者に対し実施いたしました。東浪見小学校では24名、一宮小学校では74名の児童が参加し、ペットボトルなど身近なものを利用した水難事故の対処方法を学ぶとともに、サーフィンの楽しさを知るよい機会となりました。

続いて、特別支援教育関係についてです。

普通学級に在籍し、学習や生活面において特別な支援が必要となる児童生徒への適切な教育のため、9月1日から特別支援教育支援員を1名雇用し、学校規模の大きい一宮小学校の支援員を2名から3名に増員しました。インクルーシブ教育システムの理念に基づき、児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を実現するため、今後も適切な対応に努めてまいります。

続いて、各学校の施設整備関係についてです。

東浪見小学校では、老朽化していた倉庫の撤去及び新設工事や南門門扉の取替えなどを行いました。一宮小学校では、定期点検で指摘のあった消防設備やエレベーターの修繕、また、調理員の休憩室に設置されていたエアコンの更新工事などを実施しました。一宮中学校では、放送機器の不良による放送設備の更新工事や、老朽化などの影響により漏水が発生していた給食室の給湯管を新たな管にするための給湯管設置工事などを行いました。

引き続き、児童生徒や学校関係者が安心安全かつ快適に利用できる環境整備に努めてまいります。

続いて、社会教育関係です。

初めに、町史編さん事業についてです。

7月27日に「一宮町の自然」と題して町史編さん講座を行い、55名が参加しました。また、現在、歴史資料や自然など各分野で調査を進めています。

次に、一宮町が事務局となり、6月から7月にかけて行われた長生郡民体育大会についてです。17種目を競い合った結果、昨年に続き、一宮町が総合優勝を勝ち取りました。

次に、総合文化祭についてです。

秋の芸術文化の行事として芸能音楽祭を10月27日、文化祭を11月2日から4日までの日程で、GSSセンターを会場に開催いたします。今年は芸能音楽祭に中学生も参加し、各学年の代表1クラスが合唱曲を発表する予定です。

最後に、中央公民館の整備についてです。

広く町民の意見を聞くため、各種団体代表と公募委員で構成する一宮町中央公民館建設検討委員会を設置し、第1回を7月24日、第2回を8月28日に開催いたしました。あわせて、町内在住の2,000人を対象にアンケート調査、各種団体へのグループインタビューを行っております。また、8月24日には41名が参加してタウンミーティングを開き、3種類のテーマに分かれて、活発な意見交換が交わされました。また、9月3日から10月2日にかけて、中央公民館整備に関する意見や要望を募集しております。様々な意見を参考にしながら、中央公民館の整備を進めてまいります。

終わりに、この定例会には、承認1件、認定5件、報告2件、条例改正案など4件、補正予算案4件を提案いたしましたので、よろしくご審議賜るようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（鶴沢清永君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鶴沢清永君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により通告以外のことは発言できませんのでご了承ください。

◇ 篠瀬寛樹君

○議長（鶴沢清永君） それでは、通告順に従い、1番、篠瀬寛樹君の一般質問を行います。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 1番、篠瀬寛樹です。

私は3点質問がございますが、1点ずつ分けて質問させていただきます。

1点目ですが、民生委員の成り手不足について質問いたします。

まずは、町の現状を伺います。

民生委員は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職の地方公務員で、ボランティアで活動しており、任期は3年、児童委員も兼ね、ひとり暮らしの高齢者の見守りや、子育て世代の支援などに無報酬で当たっております。

そんな民生委員は、各地で担い手不足が課題となっていて、厚生労働省は選任要件の緩和をする方針を固め、2024年度中に有識者検討会で結論を得て、必要な法改正を行っていくとの発表がありました。

民生委員の仕事は多岐にわたっており、見守りや相談支援、熱中症予防、振り込め詐欺への注意の呼びかけのほか、災害時に備えた要援護者の把握などがあります。

単身の高齢者が増える中、地域をよく知る民生委員だからこそ、社会的に孤立した状態にある世帯にも支援の手が伸ばせるとして、改めて役割の重要性を指摘する声も上がっております。

しかし、地域での高齢化や、高齢者の就労率が高くなり、適任者を探しにくい現状で、改めて民生委員の必要性を町として再考すべきときに来ていると思います。

地域で一緒に生活しているからこそ、顔の見える関係ができ、相談しやすい環境が生まれることの重要性を再認識し、担い手不足の解消に向けた全体的な方策を議論すべきときに来ているかと思います。

その中で、平均年齢や選任方法、欠員があるのか。また、後任の方が見つからなかったといった相談をどのくらい受けているのか等、詳細を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、篠瀬議員のご質問にお答えいたします。

町の民生委員・児童委員の現状につきましては、令和6年9月1日現在の平均年齢は74.8歳、欠員は主任児童委員を含む全29名のうち4名となっております。

選任方法につきましては、区長、自治会長からの推薦をいただいておりますが、3年に1度の一斉改正の際には、後任の方がなかなか決まらないなどの相談を数地区からいただいております。後任の方が見つからない場合には、町広報や区長会で再度周知するとともに、町と区長、自治会長合同で候補者のお宅へお願いに伺うなど対応をしております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） まずもって民生委員の方々には感謝と敬意を表したいと思います。

この民生委員制度の始まりは、1917年、大正6年と100年以上の歴史を持つと同時に、令和の現代では、この民生委員制度自体の在り方について賛否が全国的に出ています。しかし、法律でありますから、一宮町として従うのが前提となります。

一宮町では、平均年齢がもうすぐ75歳と、後期高齢者が民生委員を務めてくださっている現状です。民生委員は地区ごとの選出となっておりますが、欠員の地区が4つ、そこには、長年民生委員を務めてくれてきた方が亡くなってしまい、後任がいないため欠員という事例もあります。現職の方も後継者がいなくて困っており、言い方を悪く言えば、押しつけ合いのような状態で、欠員地区の業務は、近隣地区の方に振り分けている現状です。

民生委員の職務は、民生委員法第14条の中で、4項、社会福祉に関する活動を行うものと密接に連携し、その事業または活動を支援すること。5項、関係行政機関の業務に協力することとあり、多くの職務を抱えております。しかし、公的な手伝いが大変だとの声を多く聞きます。各種イベントがある中で、特に敬老のつどいの設営、集客、運営等、一番負担がかかります。

地域の付き合いの希薄化の中で、この敬老のつどいも含めて実施方法を考えていかなければならないときに来ていると思います。このままでは、民生委員の制度は破綻しかねないという危機感を持って対策に講じる必要があると思います。

一宮町は、古きよき田舎の区と多様性のある移住者の多い区と二面性を持っています。両者では、民生委員の働き方も負担も全く違ってきます。担い手不足の中で、まずは民生委員の職務の中で、1項から3項をメインにし、4項、5項は、極力負担のかからない方法を模索していくべきかと考えますが、見解を伺います。

また、民生委員の後継者を探す努力をする一方で、さらなる行政のより積極的な関与が必要です。そのためには、区長や民生委員などだけに頼っていくということではなく、民生委員の不足が、今後、孤独死する高齢者など地域で孤立する人を増やしかねないという中で、地域全体で見守る新たな仕組みをつくるのが重要だと考えます。

その中で、町として後継者不足問題に対して、先ほどの答弁では、町と区長が合同で候補

者宅へお願いに伺う方法を取っているとのことですが、これでは後手という感が否めません。

今後の民生委員制度に対して、どのような対策を講じていくのかを伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、再質問にお答えいたします。

日頃より、民生委員、児童委員の皆様には、少子高齢化等の進展により、地域のつながりが希薄となる中、地域の身近な相談相手、支援者として、子供たちからお年寄りまで幅広く町の福祉行政の推進に多大なるご協力をいただいております。

一方、委員の高齢化や成り手不足など、後継者不足による人選の難航が年々進んでいるのも事実です。

現在、民生委員、児童委員の後継者不足につきましては全国的な問題となっており、国においても、民生委員、児童委員の選任要件に関する検討委員会が開催されているところです。

こうした中、当町の現在の定数に対する欠員割合や、民生委員、児童委員の地区に根づいた重要な役割を考えますと、新しい仕組みという段階ではなく、来年12月に控える委員の一斉改選に向けては、国の動向に注視した上で、広報紙等を活用した委員活動の紹介や、委員活動での困り事に対するサポート、また、篠瀬議員のおっしゃるとおり、職務軽減に向けた委員業務の見直しや削減を進めてまいります。

今後も委員活動のしやすい環境確保について一層努めるとともに、人選に難航する地区が生じた場合には、多くの地域活動者から適任者について幅広く情報収集を行うなど、欠員解消に向け、区、自治会と一緒に力を入れて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） すみません、再々質問ではありませんが、民生委員法第14条4項、5項の部分の手伝い、こちらは、敬老の集いや福祉フェスティバルなど、ほぼほぼ社会福祉協議会からの依頼になりますので、一宮町と社会福祉協議会とでよくお話をしをしてもらって、現状把握から始めていただきたいと思います。

今の時代に合った民生委員活動のため、職務軽減に向けた委員業務の見直しや削減を進め

てもらいたいと思います。

次の質問にまいります。

2点目の質問は、本町の東日本旅客鉄道株式会社、J R東日本との対応について質問いたします。

本年、6年3月の京葉線のダイヤ改正において、外房線からの通勤快速の廃止による県内各地区への速達性の低下など、これまで一宮町が進めてきたまちづくりのほか、町民生活や通勤などの広範な分野に影響を及ぼしました。

一宮町では、馬淵町長のいち早くの要望活動やメディア出演などにより、今春のダイヤ改正を待たず、昨秋口のダイヤ変更という異例の対応や、9月1日から快速変更をいただけたことは、一定の評価はできます。ですが、今後またこのような極端なダイヤ改正が突然行われないか、懸念されるところであります。

公共交通として一宮町に欠かせないJ R線の今後に対して、人口減少社会に直面しながらも、地域づくりや多様なライフスタイルにより変化していく状況を踏まえた対応が必要となってきます。

本年6月、千葉県議会の自民党、関政幸議員による代表質問の中で、すばらしい提案がありました。知事の、これからも意見交換を行っていくとの答弁に、確かに大切であるが、県として新たなポジションと手段を確保するため、東日本旅客鉄道、J R東日本の株式を一定数取得し、株主の立場において株主提案などを含む多様な選択肢を持つことを要望しておりました。簡単に説明しますと、本県所有のオリエンタルランド株は6,600万株であり、その持ち株比率は3.63%、評価額は約2,900億円になります。現状と同様の少数持ち株権等の権利行使ができる3%以上の持ち株比率の維持を前提に、仮に持ち株比率0.5%分に当たる約900万株を売却し、その代金でJ R東日本株を取得すると、約1,560万株保有、持ち株比率1.38%の株主になることができ、J R東日本の株主として、株主提案や監査役選任などの権利行使が可能となります。また、安定株主として同社を応援することも可能になります。さらに現状に比べて、配当金は約15億5,600万円増となり、実に3倍以上の増です。公共交通課題への新たな手段を獲得する観点と、現在の保有目的を維持しつつ、公共性の高い株式保有を通じた資産の有効活用の観点から、すばらしい提案でした。

県には県のできること、我が一宮町には一宮町なりにできることがあると思います。町長の選挙公報の中で、都心への鉄道アクセスの強化に努めます。鉄道アクセスとは、J R東日本のことと理解しますが、具体策を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、篠瀬議員からのご質問、都心への鉄道アクセスの強化の具体策についてお答えします。

これまで千葉県及び関係市町村並びに一般社団法人千葉県経済協議会で組織する千葉県 J R 複線化等促進期成同盟に本町も加入しており、千葉県内 J R 線の複線化等鉄道整備並びに利便性の向上を促進し、産業経済の発展と県民生活の向上に資する取組を実施してまいりました。

主な取組内容は、毎年、各路線のダイヤ改正や、施設整備等の利便性向上に関する要望内容を検討の上、決定し、J R 東日本等に対する要望活動等を行っております。

引き続き当同盟を通して、J R 線利用者の利便性、快適性の向上を図るため、関連自治体等と一致団結して活動してまいります。

また、ダイヤ改正に当たって、事前に地域の意見を反映する仕組みを創設することについて、先般 J R 東日本千葉支社へ要望したところです。

なお、ご質問にもございました J R 東日本の株式の取得率による権利行使につきましては、岡山県真庭市での事例もあり、会社経営等に直接関係性を持つことで、双方に当事者意識が生まれることから有効な手段であると考えておりますが、本町単独での権利行使が可能となる持ち株取得は極めて難しいと考えられることから、多くの賛同自治体が集まることにより可能性が見えてくると思われれます。現在、町長自ら県内自治体首長の皆様へ、賛同についてのお願いをしているところであります。

引き続き、J R と総合的かつ政策的な視点に立ち、鉄道を生かしたまちづくりや地域活性化等について建設的な意見交換を行いながら、都心への鉄道アクセスの強化に努めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 答弁ありました、J R 東日本の株式取得について再質問いたします。

多くの賛同自治体を模索しているとの答弁ですが、現実的ではありません。私は一宮町が

先陣を切って株式取得をすることを提案いたします。

その財源につきましては、一宮町の基金であります上総一ノ宮駅周辺環境整備基金を用います。現在、決算見込みで約1億4,000万円の残高があり、上総一ノ宮駅周辺環境整備基金条例の中でも有価証券に換えることができるとの明記もあります。そもそもこの基金は、2010年の一ノ宮駅エレベーター設置事業以降、13年取崩しはなく、これからも当面ないと考えます。仮に株式取得をしても、権利行使が可能となる持ち株比率の取得は極めて難しいとの答弁ありましたが、私は一宮町が先陣を切ることで、さらに基金を置いておけば、配当金、株主優待を頂けるメリットを含めてお話しいたします。

基金1億円で、一般質問を通告した本年8月13日の終値1株当たり2,569円でJR東日本株を取得すると3万8,925株取得でき、昨年度の配当金は1株当たり140円ですので、544万9,500円と、年間約540万円配当金を頂けます。さらに株主優待として、JR線の運賃、料金40%割引券を70枚もらえます。配当金は基金の積立て、株主優待は、例えば小中学生の校外学習や、一宮町に住んでいるスポーツ選手の遠征時など、JRを利用する際の利用や寄贈などに使い道は幾らでもあります。仮に、町長就任時の2016年6月1日に1億円株式取得していた場合、配当金の合計は現在約3,500万円でありました。

再度になりますが、多くの賛同自治体を模索しているとの答弁ですが、現実的ではありません。一宮町にとって株式取得はメリットが多いので、先陣を切ることで賛同自治体が増えていくと考えます。

答弁ありました会社経営等に直接関係性を持つことで双方に当事者意識が生まれることから有効な手段であること。さらに、13年間置いたままにしていた基金が有効活用されることを考え、株式取得を提案いたしますが、見解と、今後の上総一ノ宮駅周辺環境整備基金の取崩し予定を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） 株式取得のご提案への町の見解と上総一ノ宮駅周辺環境整備基金の取崩しの予定のご質問にお答えします。

初めに、上総一ノ宮駅周辺環境整備基金を活用して、JR東日本の株式取得をすることへの町の見解でございますが、地方自治法第241条第2項では、基金の積立金は確実かつ効率的に運用しなければならないとされ、さらに、上総一ノ宮駅周辺環境整備基金条例第3条第

2項では、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとなっております。

また、一宮町資金管理及び運用基準第5条第3項では、基金の運用は定期性預金とする。ただし、利回りの比較、期間、金額等の点で、運用上有利と判断される場合、債券での運用ができる規定となっていることから、株式取得できないとの見解です。

次に、上総一ノ宮駅周辺環境整備基金の取崩し予定につきましては、現在のところ見直しはございません。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

再々質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 率直にできないとの答弁ですが、基金条例の中では有価証券に代えることができ、資金管理及び運用基準の中ではできないと、矛盾していて、何のために基金条例があるのか分かりません。詳細を教えてくださいと思います。

また、できないという答弁ですが、確かに現状はできないかもしれませんが、できるようにすることができると2点考えます。

1点目は、資金管理及び運用基準は、議会に諮らず町長判断で変えられるはずですが、改正すれば有価証券に代えられます。

2点目は、過去13年、今後も取崩しの予定がない基金です。上総一ノ宮駅周辺環境整備基金を廃止し、基金を一般会計に繰入れし、有価証券を購入することです。再質問のとおり配当金もためておき、必要時期になったら新たな目的基金を創設し、環境整備を行っていく。株式の元本割れの可能性はありますが、もしそのときに元本割れをしていたら、売却せず保持し、一般会計の中から基金を創設し、元本割れを回避したら売却し、基金と付け替えたなら大丈夫だと考えます。

そもそも配当見込みで考えればまずプラスになりますし、プラスになった部分は、一ノ宮駅の利便性向上のための環境整備に使っていけば、JRにとっても大変ありがたいことだと思います。

以上のことから、基金を利用することで、一宮町、JR東日本双方にメリットがあり、有効活用だと考えますが、最後に見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、篠瀬議員の再々質問にお答えします。

上総一ノ宮駅周辺環境整備基金条例と、資金管理及び運用基準の矛盾についてのご指摘でございますが、先ほど答弁したとおり、条例では最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるようになっており、また、基準では、基金の運用のただし書において、利回りの比較、期間、金額等の点で、運用上有利と判断される場合は債券での運用ができるものとなっていることから、元本割れリスクのないものでの運用と認識しております。

議員のおっしゃるとおり、株式については、元本割れしていたら売却せず保持し、回避したら売却する方法もございますが、回避されなかったことも想定しなくてはなりません。

以上のことから、ハイリスク・ハイリターンのある株式取得については、条例にある最も確実かつ有利な有価証券に当たらないとの見解であります。

なお、町の顧問弁護士の見解も同じであったことを申し添えます。

また、先ほど答弁したとおり、現時点では基金の取崩し予定はございませんが、現在、駅南側にごございます神門踏切の歩道整備について、千葉県とJR東日本で協議等が進められていることから、今後、歩道等の接続に伴う整備なども考えられますので、駅周辺環境整備基金の廃止は考えておりません。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

次の質問をお願いします。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 次の質問の前に、結局のところは、今までと変わらずに要望活動と意見交換を行うということで、とても残念です。

次の質問にまいります。

（「議長、町長。答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 篠瀬議員の再々質問に私から補充の答弁を差し上げたいと思います。

私は篠瀬議員のご提案、株式を取得して、JRの関係者となって、その経営にも参与する立場で、また、内部のものとして自分たちの文脈も全体の計画に反映していく、そういう回路を確立すべきだというご意見に私も賛成でございます。ただ、今回の答弁では、課長から

詳細にご報告申し上げましたが、この基金についてはやはり、この基金の性質上、財源としてこれに充てるのが難しい、そういったことでもあります。

ですので、私としては篠瀬議員のご趣旨は大変共感を覚えますので、いかにこの財源を確保するかというところで、またご一緒に考えていければというふうに思うところでもあります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） よろしいですか。

次の質問をお願いします。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） すみません、じゃ、再々質問まで終わっちゃったので、次の質問に入ります。

3点目ですが、ランドセルの自由化（代替品）、置き勉について質問いたします。

ランドセルの重さ問題、保護者の隠れ教育費の観点から質問いたします。

民間企業の調査では、小学生の9割以上がランドセルが重いと感じています。学用品メーカーの調査では、小学1年生から3年生のランドセルの平均重量は4.13キロとの調査が出ました。また、子供たちへの成長過程の身体への影響を考慮すると、子供が背負う荷物の適正重量は、体重に対して10%程度。重くても15%以下にとどめることが望ましく、ランドセルの平均重量4.13キロは6歳の平均体重に対して約19%、9歳では約13%に相当します。水筒や体操着などの荷物を持った場合、割合はさらに増すため、成長期の体への悪影響が懸念されるとの報告もあります。

ランドセルの軽量化は確かに進んでいますが、逆行するように教科書の重さは増加し、小学校6年間で使う教科書の総ページ数は、2005年度の4,857ページから2020年度の8,520ページと1.75倍に増加、サイズもB5判からA4判、A3判が主流となりました。また、小学生の中では、高学年を中心に、ランドセルは恥ずかしいので嫌だなどと思っている子供が多くいます。

ですが、そもそもランドセルは学校の指定品ではなく、指定品扱いなので、ランドセルでなくてもよく、子供自身が使いたいもので大丈夫なはずです。

ランドセルの重さ問題の抜本的な解決策として期待されるのがデジタル教科書の拡大だと考えます。英語などの科目で導入が始まっています。また、富山県朝日町では、独自の施策で小学校の英語以外の科目にもデジタル教科書を順次導入し、昨年の9月から置き勉の推奨を始め、重量約1キロの低減を可能としました。

このようなことから、一宮町においても積極的にデジタル教科書の導入を推進していくべきかと思いますが、まずは見解と、登下校の際に荷物をできるだけ軽くする等の取組を伺います。

また、岡山県備前市では、小学生に大手アウトドアメーカーが製造する通学用のリュックサックを贈呈しています。リュックの素材は、耐久性があり水ぬれにも強い強度のあるナイロン製の生地が使われています。ランドセルと比較しても安価であり、学校外の日常生活でも共通で使えるなど、子育て世代の負担軽減にもつながっています。

一宮町として、生徒に贈呈とはいかなくても、通学用のリュックを推奨品に指定し、小学校側から、ランドセルではなくてもオーケーです。リュックサックなどを積極的に推奨する発信を強め、周知させていくことにより、選択肢を増やす必要があるかと思いますが、現状と見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、篠瀬議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のランドセルの重さを軽減するためのデジタル教科書の導入についてです。

ランドセルの重さの要因として、昨今の教科書の大型化が考えられます。児童は、家庭での学習や宿題を行うために教科書を持ち帰っておりますが、家庭で使わない教科書は学校に置いていってもよいと考えておりますので、今後も学校から児童に周知してまいります。

デジタル教科書の導入につきましては、本来ICTの推進を目的に導入するものです。一方で、ランドセルの重さ軽減の有効な手段でもあると考えております。しかしながら、デジタル教科書は国の無償給与の対象外となっており、導入するためには町単費で負担しなければならないため、現段階では導入することは考えておりません。

なお、現在文部科学省で、学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業というものを行っており、当町もこの事業に参加しております。全ての学校、学年というわけではありませんが、英語、数学、算数でデジタル教科書を活用しており、今後も対象教科は変更となる可能性がありますが、引き続き活用したいと考えております。

次に、ランドセルではなくリュックサックを推奨したらどうかのご質問です。

篠瀬議員のご指摘のとおり、学校でランドセルを指定しているわけではありません。ランドセルとリュックサックのそれぞれの特性を踏まえた上で、どちらを使用するか、各ご家庭

でご判断いただければと思います。

これまでは慣例でほとんどの児童がランドセルを使用しておりますが、学校から児童や保護者に対して、リュックサックも使用可能であることを周知してまいります。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） リュックサック等の推奨について再質問いたします。

ランドセルの購入費用は、2023年度の平均で5万8,524円。購入価格帯としては6万5,000円以上のものが最も多く、平均価格もここ数年で上昇しています。

さらに、文房具や学校指定の教材、通学用品などを買うお金が必要で、一つ一つはそれほど高くありませんが、一遍に買うとまとまった出費になり、入学までに必要な費用の相場は、小学校の場合は8万円から15万円、その中でランドセルの占める割合は大きく、6年間使うものなので、耐久性や機能性も注視して選択しなければならず、おのずと高額になってしまいます。

慣例ではほとんどの児童がランドセルを使用しているとの答弁ですが、リュックサック等の普及のための周知は大変だと思います。各家庭でご判断いただければとおっしゃいますが、ほとんどの方はそのことを知らないですし、子供目線では、ランドセルを使わないことが、周囲の目や、いじめなどの対象になりかねません。親目線でも同様です。また、ランドセルは入学の1年前に購入している方も多く、周知には年中さんにでも遅いぐらいです。

以上のことから、リュックサックも使用可能であることの周知よりも、リュックサックを推奨品に指定し、周知を行っていくことが一番と考えます。

一宮町は移住者が多く、多様性のある町だと思っていますので有効だと考えますが、見解を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

篠瀬議員からご指摘がありましたランドセルが高額であるということも含め、ランドセルとリュックサックにはそれぞれメリットとデメリットがございます。

また、子供たちがどちらを使いたいかという気持ちも尊重する必要があると思いますので、

それらを踏まえた上で、各ご家庭でご判断いただくのが最善であると考えております。

周知につきましても、保育所などを通じて、各ご家庭がランドセルを購入する前にお知らせしてまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 以上で篠瀬寛樹君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間5分経過しますので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時20分です。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（鵜沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、5番、大橋照雄君の一般質問を行います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋です。

私は、大きい題目で4つ質問があります。細かいやつは一括で質問しますので、一括でお答えいただければと思います。

それでは始めます。

第1問目、題目、町民を守れる町政を求む。

条例をつくったが何も変わらないという声が町民からありました。町内で民泊客の騒音被害が激増し、困り果てている町民がいる。町は民泊問題で迷惑防止条例を制定しました。その効果があったのか、次の点を伺います。

1番目、被害を受けた町民は、町長に直接対応を求めたと聞く。町長は具体的にどのような対応をしたのか伺う。

②この問題で迷惑防止条例がどのような働きをしたのか、説明をしてください。

3番目、被害者はインシデントが3か月に56回発生し、警察の出動も14回あったと言って

おります。町と警察は協力体制の下でいろいろ取り組んでいると思いますので、その方法と結果を説明ください。

④被害者は精神障害が発生してきている、医師の診断を受けたいと、私が出会ったときに言っておりました。こういう場合に町に責任はないのか。誠実をモットーとする町長の考えを伺いたい。その対応も伺いたい。

以上、質問、1回目始めます。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、大橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の具体的な対応内容についてです。

町は本件事業者に対し、他の事業者の優良な取組事例を紹介するなど対策の強化を促しているほか、今後、近隣住民と事業者の話合いにも介入予定であり、状況改善に向けて継続的に対応をしております。

あわせて、先月には副町長と共に、民泊等の関係法令をつかさどる県の担当部長を訪問し、改めて対応への連携を求めてまいりました。

続いて、2点目の迷惑防止条例の働きについてです。

ご案内のとおり、同条例には夜9時以降の静寂の保持など各種規制を盛り込んでおり、以前は民事トラブルとされた本件のような事案でも町の介入が可能となりました。

続いて、3点目の警察との協力方法等についてです。

千葉県警察本部の判断により、警察から直接、通報内容に関する情報をいただくことはできませんが、現場対応する警察官から、通報者には町にも状況を伝えてほしい旨のお願いがされており、町は通報者からの連絡でトラブルの状況を把握しております。

最後に、4点目の騒音被害による精神障害等についてです。

本件はあくまで民事トラブルであり、町が責任を負うことはありません。しかしながら、地域住民と事業者、また宿泊者が共に良好な関係で共存することが望ましいものと考えます。

そのため、町では迷惑防止条例に基づき、適時適切に介入するほか、実際の騒音値による規制の導入や罰則の適用も視野に入れ、引き続き対応に注力してまいります。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再質問を行わせていただきます。

まず再質問、1点目の説明で、この対応が町長の対応というふうに言っていると思いますが、それでよろしいか。

②以前は町が介入できなかったが、条例によって介入できるようになったと言っていますが、そういうことでしょうか。

③指導、勧告、名前公表が条例に入っていますが、これは既に行いましたか。

4番目、騒音は人によって判断が違ってきます。具体的な数値などを決めないと、指導、勧告はできないと思います。具体的な数字などを入れてください。

⑤この条例には罰則が具体的に表示されていません。表示を求めます。

⑥被害者に対する町の責任は本当にはないんですか。間違いないですか。再度お答えください。

以上、再質問です。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） それでは、大橋議員の再質問にお答えいたします。

初めに、1点目です。先ほどの答弁内容は、町長が統率している町の対応状況です。したがって、そうご理解いただいて結構です。

続いて、2点目です。迷惑防止条例を根拠として、行政指導など町の介入が可能となったところでございます。

続いて、3点目です。本件につきましては、事業者側でも改善に向けた対応を徐々に進めていますので、現在のところ指導や勧告などの措置は取っておりません。

続いて、4点目です。先ほどもお答えをいたしました。町は実際の騒音値による規制につきましても導入を視野に入れております。現在、法律の専門家にも相談をし、検討を重ねているところです。

続いて5点目です。罰則については第17条に規定をしており、町環境保全条例の規定を準用するとしています。条例といたしまして、この定め方で問題はございません。

最後に、6点目です。町の責任の有無であります。これは法律の専門家にも確認をして

おり、先ほど答弁したとおりでございます。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） これは再々質問ではないんですが、確認と要求という形でお願いします。

まず、介入ができるようになったと、相手との話合いの仲介ができるようになったというような話ですが、この仲介はまだやっておりませんね、説明によりますと。だから、このところが進んでいない。

それから、条例に罰則なんですけど、これ、パズルやクイズをやっているんじゃないので、ぜひその条例の中にそういうものを表示すべきだと、そういう声があちらこちらから、町民の方から出ております。それがまた非常に分かりやすい条例になりますので、ぜひそれをしていただきたい。これは町民の声です。

それから、町民から情報の提供を求めるじゃなくて、こちらからもどうなんですかという問いかけをするのが、これは町の仕事だと思います。それをやらないと、仕事を怠っているというふうに私は解釈します。また、一部の町民の方からもそういう声が聞こえております。

それから、最後に一言申し上げたいんですが、日本には「郷に入っては郷に従え」ということわざがありますが、コロナが明けて観光ブームが再来し、国中に多くの観光客があふれていて、もちろん一宮町も例外ではありません。ことわざどおりに、その土地の風習、人情、文化と静かに触れ合っただけなら、経済を潤してくれることからいけば、大変来客は喜ばしいことでしょう。

しかしながら、訪れた土地で自らの非日常を発散させて騒ぎまくる観光客もいます。今、一宮町で問題になっているのはこうした訪問者でして、静かに暮らす住民の迷惑も考えず無法の限りを尽くす客は、住民にとって邪魔者であります。

町当局はこうしたことを認識して、このような迷惑な滞在者、来訪者や、そうした者を自らの利益のために招き入れる宿泊業者らの非常識や無法を、住民の立場から厳しく取り締まっていたいただきたいということが、町民から声が出ております。

これは、「仏作って魂入れず」ということわざがありますが、この迷惑条例がそういうものになっているんじゃないか、そういうことをおっしゃっている方が何人かいました。要す

るに魂の入っていないものをつくったんだ、だから魂の入ったものをつくってくれ、そういう要望がありましたので、ここでお伝えしておきます。

以上で、2番目の質問に入ります。

○議長（鵜沢清永君） はい。

○5番（大橋照雄君） 2番目、これは気象に関することです。銚子气象台が今年8月15日、強力な台風7号が発生したので、千葉県に接近するおそれがある、銚子气象台が大雨、暴風、土砂、河川氾濫災害への警戒を発した。一宮町は、町民を守るための対応をどうしたのか、次の点を伺う。

①町長を本部長とする災害対策本部的な組織は設置したか。

②土砂、崖崩れ、洪水被害想定区域へ情報発信はいつから、どのような方法で何度行ったのか。

③避難所はどこに何か所設置したのか。避難所の環境は十分安心安全だったのか。

④避難者の想定は何人で、実際の避難所は何人だったのか。

⑤G S Sセンターは、16日の早期に避難所として解除、閉鎖しました。なぜこんなに早くやったのか。

⑥公民館は16日午後9時頃、同じく解除、閉鎖した。避難者は夜遅くに自宅に帰ることになる。帰宅交通手段の確保は行ったのか。

以上、6点を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、大橋議員のご質問にお答えいたします。

1つ目、配備体制といたしましては、上から2番目の警戒配備体制を取りました。

2つ目、情報発信につきましては、15日の朝から防災無線による注意喚起を開始しました。防災無線による周知は合計で5回、その他、防災メール、アプリ、ホームページ、また県の防災システムを経由してテレビ等で周知を行いました。

避難所は、G S Sセンター及び公民館に設置をいたしました。避難者からは、特に不安を訴える声はございませんでした。

4つ目、避難者数の想定は、過去の避難者数から両避難所の収容人数合計値であります530人以内を見込んでおりました。実際の今回の避難者数は最大で17世帯29名でした。G S Sセ

ンターにつきましては、避難者数が少なかったために避難者と個々に相談を行い、避難所を公民館に一本化させていただきました。

6つ目、公民館からの帰宅手段につきましてはですが、夜間であったため、徒歩での避難者につきましては、職員が車でご自宅に送り届けました。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） それでは、再質問を行います。

①上から2番目の警戒体制とは、誰が招集して、どんな組織構成なのか。

②G S Sセンターは特別警戒指定区域で、空調がありません。公民館は、水害被災地域と防災マップではなっています。このような条件の場所に避難されることは、防災として正しいのか伺う。

③G S Sセンターの避難者が少なかったようだが、何人収容できて、実際は何人避難したのか、トイレの整備は万全か。

④現在地では、公民館は避難所として使えなくなると思う。避難所の収容人数が大幅に減るが、対応策はあるか伺う。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、再質問にお答えいたします。

1つ目の警戒配備体制につきましては、町長、副町長、総務課長で協議の上、町長が決定をし、全ての管理職並びにあらかじめ定まっている職員が参集をいたします。

2つ目、現状2つの避難所がベストではございませんが、G S Sセンターに関しては、今後、速やかに土砂災害警戒区域の解除に向けて事業を開始いたします。空調に関しては今後の課題であると認識しております。公民館は、風水害に関しては問題ないと考えております。

3つ目、G S Sセンターの収容人数は330人です。当日は最大で6世帯13人の方が避難されました。トイレの整備に関しては問題ございません。

4つ目、公民館の収容人数は200人の想定であり、風雨災害時は避難所に指定しております

が、津波時は指定しておりません。その他の避難所等で対応してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再々質問ではございませんが、確認と要求です。

まず、町民の命を守るためにいろいろなことを町がやるべきなんです、そしてその責任者が町長であります。

G S Sセンターも公民館も、私が何度も提言しましたが、被災地施設なんですね。このような場所に町民を避難させることは、二次災害を起こす危険性のある政策を行っているということになりますね。

表現が悪いかもしれませんが、避難、どうぞここは安全だから避難してくださいと案内したところがアウシュビッツのガス室だと、そういうふうなことも考えなければいけない。こんなようなことを町がやっています。町長は責任者としてこういうことをやっているんです。これは非常に、防災責任者としてあるべき姿じゃない。そういうところを自覚してもらいたいというのが私の意見です。

そして次の、一言また申し上げたいんですが、台風や大雨、地震など災害のたびに様々な対策が取られますが、住民にとっては安心安全の材料であります、しかし理解できないことがあります。役場に、なぜ今もそうした対策の組織がないのか。これは非常に防災が重要だという割には、やっていることが重要じゃないやり方をやっています。

住民には、日頃から災害対策をうちでよくやりなさいよというような情報は発信されていますが、町が自ら何もしないで、あまりにも片手落ちだ、そういう声が多少あります。私もそう思っております。

町からの呼びかけに答えられるよう、町も対策の見える化、つまり災害対策組織の立ち上げをぜひ行っていただきたい。切に、町民を守るという立場から、ぜひ最優先でこういうことをやっていただきたいということを申し上げて、次の質問に入ります。

○議長（鶴沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 3番、今度は教育になります。

教育費が高額で負担苦が生じている、こういう声が町民の方から私のところにありました。私も身内がそういう境遇にあったことを今思い出しましたので、ぜひこれは問題視しなきゃ

いけないということで今回取り上げました。

最近、町民から、教育費の負担が重く生活が厳しい。子供がローンを背負い、将来に不安がある。町の支援はないのかとの声がありました。町長の言っている教育の一宮町として、教育費等について伺います。

①一宮町の小中高等学校の生徒への支援はどんなのがありますか。

②大学奨学金制度はどうなっているか、説明をお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、大橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の小中高の児童生徒への支援についてです。

まず、小学校、中学校につきましては、経済的に困りの方の支援策として就学援助制度があります。これは、学用品や入学準備金、給食費、修学旅行にかかる費用などについて支援をするものです。

また、令和5年度から多子世帯への経済的負担軽減のため、第3子以降の学校給食費無償化を実施しております。さらに、令和4年9月から物価高騰対策として、学校給食費の単価を上げることなく、質や量、栄養バランスを保った学校給食を提供するため、食材費の高騰部分を1食当たり50円の支援を行っているところです。

高校生に特化した町の支援策はありませんが、令和4年度に国の地方創生臨時交付金を活用して、新生児ステップアップ応援事業を実施しております。これは、小中学校や高校などへの入学等を迎える児童生徒の制服等の物資購入費用の一部を支援するため、1人当たり1万円を交付いたしました。

次に、大学奨学金制度がどうなっているのかというご質問です。

奨学金は国、県、市町村などの地方公共団体や民間法人、学校独自のものなど多くの制度がありますが、当町において独自の奨学金制度は設立しておりません。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまの説明でいろいろ、他の市町村よりもちょっと劣っているな

というのはいろいろあります。ここに資料は用意しましたが、時間の関係で説明はしません。長生村などでは、いろいろなことがやられています。そして白子町、最近9月の議会で給食が無償化になる、そういうようなことも情報が入っています。

再質問なんです、大学奨学金制度を町独自でやる気持ちがないかどうか、それを質問します。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

大学の奨学金につきましては、まずは先ほど申し上げました国や県、民間法人、大学などの奨学金の活用をご検討いただければと考えております。

教育費に係る支援は奨学金だけでなく、給食費や教材費、入学に要する経費など、多方面にわたります。それらを踏まえた上で、町独自の奨学金制度は、その必要性も含め今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁を終わりました。

再々質問ございますか。

（「再々質問ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） それでは4番目、本当はこれ、3番、4番と一緒に私、質問したつもりなんです、担当部署が違うということで分かれました。

4番目、子育て教育後の若者の流出への対策という題名でございます。

最近、せっかく教育まで終わって、さあ、これから社会人になったときに、若い人が町にとどまらず、よそに出ていってしまう。では、何のために教育したんだというような声があちこちで聞かれるようになってきました。これ全国的にも問題になりまして、こういう人たちが外に出ないことをいろいろ考えて工夫している自治体もあります。一宮町として、こういう方に対する対策を何か考えているのか、この件に関して質問します。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員の4点目のご質問にお答えします。

子育て教育後の若者の流出については、実態調査は行っていないため、どれくらいの方々が流出しているのかといったデータは把握しておりませんが、本町の人口は減少が継続する見通しとなっていることは言うまでもありません。これは、本町に限らず全国的な問題となっており、2015年基準の社人研推計でも、6年後の2030年には一宮町の人口は1万1,376人となり、さらに41年後の2065年には人口が9672人と、1万人を割り込む見通しとなっております。それでも、近隣市町村と比較すると減少率はマイナス3.3%と、最も減少率が低くなっております。

ご質問のありました町としての対策としましては、人口流出、人口減少対策を含め、第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点戦略として4つの基本目標を掲げ、具体的な取組策である26項目の各種施策により、順次進めているところでございます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁によりますと、実態調査は行っていないので、何が要因で流出するのか把握しておりませんというお答えでした。把握していなければ、有効な対策はできませんね。したがって、これは馬淵町長にとって、人口減少はそれほど大きな問題と思っていないからこういうふうになるんじゃないかと思うんですが、これについてお答えをお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員の再質問にお答えします。

人口減少は大きな問題と思っていないのかのご質問であります。そもそも、先ほど答弁しました第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、町の将来の人口ビジョンを基に、人口減少対策等を示した町の最上位計画であります。

本計画を進める上で、問題や課題については必要に応じて調査、検討、対策を講じてまいります。したがって、人口減少は大きな問題であり、課題でもあります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再々質問ではありませんが、確認と要求ということで行います。

今のいろいろな説明を聞きますと、他市町村に比べて非常に優れた点はありません。しかし、よそに比べて人口の減少率はそれほど大きくありませんよという内容でした。話は、今後検討します的な内容でした。

それで、これどこが教育の一宮かというところは、私は大いに疑問が発生します。非常に条件に恵まれた町なので、それでずるずるいっちゃっているなという感じがします。

こういう組織の場合、私は経験がありますが、今度はいざ何か起こったときに、もう全然どうしようもできない対応の仕方になってしまう。これが私の経験から培われておりますので、ぜひこういう町は消滅自治体になる、そういうふうには私は思っております。

最後に、また教育に関しての一言を述べさせていただきます。

先日、東京大学の授業料値上げがありました。他の国立大学もそれに続くというような新聞報道がされております。ついに日本の値上げラッシュはここまで来たかという印象ですが、国はもちろん我が一宮町には、高騰する教育費への有効な対策が雀の涙ほどしかありません。

大学の奨学金制度から教育の無償化や給食費の無償化、子ども食堂に至るまで、できないからやらないではなくて、できなくてもやるんだという強い心意気の下で有効な政策を打ち出ししなければ、なかなかできないんです、こういうことは。サーフィンで生きるではなく、教育で生きるを町の中心に据えていただきたい。やがて住民がいなくなる未曾有の少子化を考慮したら、定住、Uターン、Iターン、Jターンに結びつく教育対策ほど有効な手だてはないと私は思う。

再度申し上げますが、私のところに魂を入れなければ生きたものにならない。馬淵町政は今までやってきたことに魂が籠もっていない、私はそういう思いでおります。これは、私だけではなくて、周りの町民の方もそういう心を持っている方がいらっしゃいます。

ぜひ魂の入った行政を馬淵町長に求め、私の質問を終わりにします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

◇ 宇佐美 信 幸 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、2番、宇佐美信幸君の一般質問を行います。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 2番、宇佐美です。よろしくお願ひいたします。

大きく分けて3つ質問させていただきます。1問ずつ質問させていただきます。

まず初めに、一宮町迷惑防止条例について、私からも質問させていただきます。

昨年12月、一宮町迷惑防止条例が制定されました。それから、一宮町、最もにぎわう夏を初めて迎えたわけでありますけれども、昨年までと比べてそういった苦情件数や問合せ件数、内容などに変化はありましたでしょうか。お答えください。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） それでは、宇佐美議員のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、まずは騒音やごみの不法投棄など、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす迷惑行為を防止し、清潔で住みやすいまちづくりを目指すため、令和5年12月に一宮町迷惑防止条例を制定いたしました。以降、町のホームページや広報紙、関係者へのプッシュ型情報発信などにより、条例の目的や規制内容の周知徹底に努めております。

こうした中、苦情内容等に変化はあったかのご質問でございますが、寄せられる内容に大きな変化はなく、民泊等利用客による騒音問題をはじめ、野焼きや犬の放し飼い、鶏の鳴き声に関する案件が主なものとなっております。

また、今年度の苦情等の件数は、既に昨年度を上回る約40件となっており、増加傾向でございます。

答弁は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

今の答弁で、苦情等の件数が増加傾向ということですが、その要因として、例えば条例制定によって周知が図られたことによって苦情等を申し出る人が増えたとか、あるいは条例自体の抑止力が機能していないなど、様々要因が考えられると思いますけれども、なぜ

増加傾向なのか、町の見解をお伺いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、宇佐美議員の再質問にお答えいたします。

苦情等の件数の増加要因といたしまして、議員お話しのとおり、条例制定を契機に苦情等を寄せられる方もおりますが、これは少数でありまして、大きな要因は一部の宿泊施設での騒音問題など、特定の案件が幾度となく寄せられることでございます。こうした案件について、町は状況が改善されるよう、継続的な対応に注力しております。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

今の答弁で、特定の案件に対して何度も苦情等が寄せられているということですが、そういった案件に対して本条例に基づいた指導、勧告、命令措置、これは条例の中に記載されておりますけれども、それらの対応を検討しているのかお伺いいたします。

○議長（鶴沢清永君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、宇佐美議員の再々質問にお答えいたします。

迷惑防止条例に基づいた指導、勧告、措置命令等でございますが、再三にわたり対応を求めたにもかかわらず一向に対策を講じないケースでは、既に文書による指導を行ったところであり、今後も案件ごとに状況を見極めて、慎重に行政指導等の実施を判断してまいります。

なお、宿泊施設での騒音問題につきましては、実際の騒音値による規制、これにつきましても導入を考えておりまして、現在、法律の専門家にも相談をし、検討を進めているところでございます。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 次の質問をお願いします。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。それでは、2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、以前にも質問をさせていただきましたけれども、役場下から海岸に向かう県道の花壇の防草及び在り方の検討についてという題目で質問させていただきます。

役場下から海岸に向かう県道の花壇について、定期的な草刈りをしていただいております。その点に関しましては感謝申し上げます。

しかし、夏の時期、草の生育が著しく、除草が追いついていない状況です。草刈りをする労力も非常に大変だと思います。そこで、除草から防草、草が生えることを防ぐというほうに考え方を変えたほうがいいのではないかというふうに思います。例えば、防草シートとか防草土、土ですね、そういった利用を検討してみてもどうかというふうに思います。

また、以前の質問で、花壇ですので、草が生えるのではなくて、その活用という部分、在り方を県と共に検討してほしいという旨、お伝えしましたけれども、その後何か進捗があったか、その点をお伺いしたいと思います。

2点、よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、宇佐美議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の県道植樹帯の整備と管理につきましては、管理者である千葉県と協議検討を続けておりますが、予算等の都合上、具体的な整備方法等の決定には至っておりません。

しかしながら、当植樹帯のある県道は交通量も多く、町の印象を左右する主要な道路でありますので、町といたしましても適切な整備と管理が必要と考えるところです。

つきましては、町の費用負担も念頭に置いた上で、コロナ禍で中断となったアダプト・プログラムへの再度の取組や、通年管理業務としての民間発注、また議員からご提案いただいた方法など、千葉県との協議検討を加速させ、早期整備の実現に努めてまいります。

答弁は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

今の答弁の中で、町の費用負担も念頭に置き検討するという回答がありましたけれども、今、森林環境譲与税を活用した、市川市との森林整備等に関する協定というのがあります。

その一事業として、花壇への植樹とかその維持管理、あるいはその事業で憩いの森で木材伐採をしたと思いますけれども、そうした木材を利用した、何かアート作品などをこの花壇に設置するなど、そういった検討をしてみてはどうかと思います。町の費用負担という部分で、せっかく森林環境譲与税がありますので、その活用をしてみてはどうかと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常磨君） それでは、宇佐美議員の再質問にお答えいたします。

ただいま再質問におきまして、森林環境譲与税を活用した維持管理といったご提案をいただきました。

この譲与税につきましては特定財源であり、使い道は森林整備及びその促進と制約はございますが、植樹帯を整備する一つ的手段といたしまして、他の方法と共に十分に検討いたしたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。それでは、3番目の質問に移ります。

3番目の質問は、未就園児、まだ保育所とかこども園に通っていないお子様の保護者向けの情報発信とサポートについてという内容になります。

未就園児向けに町が実施している催しなどの情報が得にくいという声を聞きました。

現在は、ホームページとか広報でそれらの情報発信をしていると思いますけれども、その世帯の保護者の方というのは、SNSとかアプリを使う方が多いと思います。そうした保護者の世帯に合った情報発信を検討してはどうかというふうに思います。

また、当町は移住者が多いという特性もあります。未就園児の保護者のつながりを拡大させ、保護者の孤立を防ぐことが重要であるというふうに私は考えております。そのため、町としてサポートの強化をすべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村晴美君） 宇佐美議員の3番目の質問についてお答えします。

現在、各子育て支援団体にご協力いただいて、町内4か所の保育施設において親子同士の交流を図ることができるよう、イベントの開催や園庭開放を行っております。

映画会、絵本貸出し、あそびの広場で行う出前保育などのほか、親子で遊びながら育児の困り事や悩みの相談ができる支援団体を広報に毎月掲載しており、今後、同時にSNSでも発信してまいります。

また、昨年度、子育てガイドブックを作成しております。これは、妊娠や出産から子育てに関する相談など、子育てに役立つ情報を冊子にまとめたものです。ホームページ上の電子書籍版より情報を取得できますが、内容変更を定期的に更新していますので活用していただければと思います。

サポートの強化としては、来年度策定する第3期一宮町子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査を行いました。こちらは、小学校以下の児童がいる保護者に、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策ニーズです。この内容を精査、計画に反映し、地域における子育て支援サービスの充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。今後、SNSでも情報発信をしていただければということで、よろしく願いいたします。

それでは、再質問ですけれども、サポート強化という部分です。未就園児の保護者のつながりを拡大させ、孤立を防ぐという観点について伺います。

保護者同士につながりが生まれることで、保護者間での活発な情報交換やイベント参加へのハードルを下げる効果が期待できます。特に、保育所などに通っていない保護者というのは、なかなか保育所に行くこと自体も精神的なハードルがあると思いますので、そういったつながりが非常に大事だと思います。

そこで、未就園児の保護者を対象にして、例えば1月から3月生まれのお子様を持つ保護

者に限定して小グループの集まりを企画したりすることで、保護者同士、親近感があってつながりができると思います。

また、これはスペースの問題があるかもしれませんが、子育て支援課の窓口の脇に子供が遊べるスペースを用意して、気軽に立ち寄って子育ての相談ができる、そういった雰囲気づくりをする、そういったサポートの強化をしてみてもどうかと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村晴美君） では、宇佐美議員の再質問にお答えいたします。

現在、町では、マタニティ教室や、0歳、1歳のお子さんを対象とした親子ふれあい教室を行っています。

保健師による新生児訪問時や、4か月、7か月、12か月児に実施する乳児相談では、子育て中の交流の機会が少ない保護者の方にも、積極的に親子ふれあい教室やあそびの広場などを勧めており、参加者は増えている状況です。

議員のおっしゃるとおり、同年代の子供たちの遊ぶ機会を設けることで、保護者同士も自然と交流が生まれますので、先ほどお答えしましたとおり、多くの保護者に情報を発信できるよう努めてまいります。

また、キッズスペースについては、役場の限られた施設での設置となりますが、お子様連れの方の場合、職員がその場に出向くなど、遊ばせながら安心して手続できる場としても使用できる環境づくりについて検討してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 再々質問はありませんが、子供はすぐ成長します。かなりスピードが速いので、1年たつともう1歳になりますので、できることをスピード感を持ってやっていただければというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鶴沢清永君） 以上で宇佐美信幸君の一般質問を終わります。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、12番、焔場博敏君の一般質問を行います。

12番、焔場博敏君。

○12番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

今議会では、差し迫る町民の暮らしと健康、医療に関わる問題など、4点の質問をいたします。1問ずつ区切って行いますので、よろしくをお願いします。

まず、第1点目です。健康保険証廃止問題について伺います。

12月2日以降、健康保険証の新規発行が停止され、マイナンバーカードにひもづけされた保険証に移行されるということでもありますけれども、廃止しないでほしい、この声が引き続き根強く残っております。

厚生労働省が7月に行ったマイナ保険証利用率調査を見ても、その傾向はよく分かります。全国で6月が利用者1,874万件で、マイナ保険証利用促進取組集中月間で強力に取り組んだ7月が2,281万件、つまり407万件しか増えておりません。これは全体の11.13%の結果でした。

なぜ、多くの国民がマイナ保険証を使わないのか、使いたくないのか。大きな理由の一つには、個人情報の漏えいが不安だ、こういう気持ちがあります。2つ目には、必要性を感じないとしています。

同時に、先行して使い始めたところでも、マイナ保険証でトラブルが各地で報告されております。千葉県保険医協会の9月5日に県庁で記者会見をしたこの内容では、県内医療機関アンケートをここで発表しております。

県内646医療機関中68%の医療機関でトラブルがあり、そのうち55%の医療機関では、その日持ち合わせていた紙の保険証でトラブルを回避するということができた、こういう結果であります。また、81.5%の医療機関は、紙の保険証を残すべきだと、そのアンケートには答えております。そして、11.9%がこの12月2日からの廃止については延期すべきだ、このような回答を寄せております。つまり、9割以上が12月2日からの廃止に異を唱えているわけです。

本来、マイナンバーカードの取得も、これは申請方式であったわけでありまして。申請方式というのは、取得は任意であり強制ではないということでありまして。しかし、マイナンバーカードの普及が進まない中、3万円分のポイントを付与するとか、あの手この手の普及を進

めた結果、しかしまだ思うように進まない。そこで、健康保険証とのひもづけで準強制的に推進を図ろう、このように政策を取ってきたというふうに思われます。

今年7月、厚生労働省が行った健康保険証の交付義務を削除する省令改正を行うためのパブリックコメントには、全国保険医団体連合会が厚労省宛てに要望書を提出しております。

交付義務を削除することは、全ての国民の被保険者証の交付が保障されないおそれがある。交付義務は削減すべきではないと、この要望書では述べております。同時に、公的医療機関である以上、申請方式のマイナンバーカードへの保険証の一体化は、国や、また保険者としての責任放棄だ、このようにも述べております。私も全くそのとおりでと思います。これはやめるべきだというふうに考えております。当町の実態について伺ってまいります。

今、マイナンバーカードを取得していない人、取得していても利用登録していない人、これは何人で、全体の何%になるのでしょうか。

これからの期間、新たに国保や後期高齢者医療保険に加入の方、またマイナ保険証の利用登録をやめたい方は手続や期限はあるのか示していただきたいと思います。

また、資格確認書の発行準備は万全なのか、この点も伺っておきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） 畑場議員のご質問にお答えします。

令和5年6月9日にマイナンバー法等の一部を改正する法律が公布され、健康保険証の廃止が令和6年12月2日とされました。法の施行後は、被保険者証の新規発行はされなくなり、マイナ保険証を取得していない被保険者には、保険診療を受けられるよう、町で資格確認書を発行することになります。

畑場議員の質問の回答でございますが、初めに、国民健康保険被保険者でマイナンバーカードを取得されていない方、また保険証のひもづけをされていない人数は、加入者2,937人のうち1,281人、割合では43.6%となります。後期高齢者医療保険の被保険者では、加入者2,324人のうち1,033人、割合は44.4%であります。双方を合わせた全体では約44%がひもづけされていない状況であります。

マイナ保険証の利用登録の解除の手続については、10月末をめどに、本人からの申請による利用登録の解除が可能となるよう、システム改修をする予定でございます。また、手続期

限はございません。

資格確認書の発行準備については、この後、ベンダーと契約をし、資格確認書を交付する機能や資格情報通知書を交付するための機能、先ほどお答えした利用登録を解除するための機能などの改修を順次行って、12月2日以降の制度改正に対応するよう準備を行っていくところでございます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） ありがとうございます。

これは、国の法律でそのように進めているということで、しかし利用をまだ決めていない、こういった方が44%いる、そういう中で12月2日からはその道に進んでいく、こういうことで、私としてもこれは国民合意が取れていない時期尚早のやり方だなというふうに感じております。これはやっぱり改めるべきだというふうに考えております。

しかし、資格確認書の問題についても、法律では申請によって資格確認書を発行するというふうになっておりますが、国民の意見に押されて当面の間、これは町当局から発行するというので、申請によらずにやるということでもありますけれども、法律の文面は申請によるということで、これはやはり住民サービスからも、それを申請ではなく、そのサービスは続けていただきたいなというふうに思います。

この問題は以上であります。

○議長（鶴沢清永君） 次の質問をお願いします。

○12番（舩場博敏君） 次に、2点目に移ります。

2点目の質問は、加齢性難聴者に対する支援について伺います。

年齢を重ねると耳が遠くなってきているな、こういうふうを感じる方も時々見かけます。しかし、本人も加齢で仕方がないな、このように思っているのが現状ではないでしょうか。また、よほど困ったことがない限り、医者に行ったり補聴器を検討したりしない。こういうことで、少しずつ人とのコミュニケーションを避けてしまうことが一般的ではないでしょうか。しかし、このことによって鬱病を発症したり、他の病気につながるという話も伺っております。

2023年、2024年の自治体キャラバンへの回答で、加齢性難聴者への支援策として補聴器購

入の補助制度を持っているか、この質問、そしてぜひこれを創設してほしいという要望に対して、2年連続で一宮町は検討する、このような回答が書かれておりました。また、コメントでは、町民からの相談がないとも書かれておりました。

困っていても、年だから仕方がないとか、自治体で補助制度を設けているところもあることも知らない、このようなことなどで諦めているからではないかとも思われます。

どのような検討がされてきたのか、伺いたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、畑場議員のご質問にお答えいたします。

現在、難聴の方が補聴器を購入する際の助成制度につきましては、身体障害者手帳をお持ちで高度以上の難聴の方に対しては、身体障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により対応しておりますが、中等度以下の難聴の方に対しては、町としての助成制度はございません。

今のところ、ご本人やご家族から助成についてのご相談はいただいておりませんが、今後、高齢化が進んでいくことを踏まえ、現在、県内で助成を実施している6市の実施状況や、活用できる交付金等について調査を行っているところです。

補聴器を使用することにより、コミュニケーションが活発化し、社会参加の促進や生活の質の向上につながる可能性があるとも言われております。当町といたしましても、高齢者の皆様が健康で安心して暮らしていただけるよう、ケアマネジャー等を通じてニーズの把握に努めるとともに、補聴器を使用している方の実態等を踏まえながら、引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） どうもありがとうございました。

この問題は、比較的個人的な問題ということで片づけられそうな感じもしますが、やはりこういった制度を取っているところもあるよという発信をこれからもしていただいて、ぜひそういう高齢者が少しでもなくなっていくように、PRをしていただきたいというふう

に思います。

次に移ります。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○12番（冨場博敏君） 3点目の質問は、無縁遺骨の問題について伺います。

高齢化社会が進む中で、無縁遺骨問題がクローズアップされております。自治体として、終活支援活動として対応しているところも生まれてきております。

具体的なイメージとしては、他県から、一宮町をついの住みかとして選択して移住された方々が高齢になり、パートナーや親族も亡くなり、あるいは遠くの他県にいるが日常の交流は全くない、このような方々が独居で暮らしていて、亡くなった後のことが非常に心配だ。友人はいるが、親族でないために遺骨の引取りなどできないと聞いたという、そういう相談がありました。

生前中に自治体に申請をして本人の望む処置ができないものか、こういう相談でありましたけれども、全く引取り手がない場合には行旅死亡人扱い、自治体で処置することがあるようでありますけれども、そうならない制度をつくっている先進事例もあるように聞いております。

先進事例に学びながら、当町でも取組を望みたいと思いますけれども、この問題での回答をよろしくをお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、冨場議員のご質問にお答えいたします。

少子高齢化や核家族化が進み、独居高齢者をはじめ親族と疎遠になるなど、様々な理由により当町でも身寄りのない方が増えております。

町でも毎年数件、行旅病人及行旅死亡人取扱法や墓地埋葬法に基づく埋火葬事案が発生しており、身元が分からない方や、身元が分かっても遺体や遺骨の引取りを遺族が拒否するなどの理由により、無縁仏となるケースも見受けられます。

現在、町独自のサービスはございませんが、ご相談があった方には、民間業者が提供している火葬、納骨に関する終活サポートプランをご紹介します。

社会情勢を踏まえると、今後もこのようなケースが増加する傾向にあると推測されますので、住民の方が老後も安心して暮らしていけるよう、豊島区の終活あんしんセンターや、横

須賀市のエンディングプラン・サポート事業など、他自治体の先進事例を参考に、高齢者を中心とした終活サポートサービスについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） どうもありがとうございました。

この問題は、非常に聞き慣れない問題だと思います。

無縁遺骨、多くの人たちはそれぞれ身内がいたり、あるいは親類があったり、こういう中で死後の心配をしないで済む、こういうことでありますけれども、よそから移住された方で長生きしたためにきょうだいも亡くなり、そしてもちろんパートナーも亡くなり、そういう中で遠くの親戚の方がそれこそ、そんな今頃、交流がないのに遺骨だけ持ってこられても受け取りできないよということで拒否されてしまう、こういう方がだんだん増えるような気がします。

そういう点で、やはり受皿として自治体がサポートする、こういうことを今から準備していく必要があるのではないかということで提起したわけであります。ぜひそういう調査もし、発信もしていただきたいと思います。

この問題は以上です。次に移ります。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○12番（舩場博敏君） 4点目は、蛍光灯からLED照明に移行する場合の購入費補助を考えていただきたいという問題であります。

2027年12月に蛍光灯の製造が廃止となります。3年後であります。これは、水銀に関する水俣条約締約国会議を受けて、蛍光灯の製造と輸出入を2027年末までに禁止する合意がされたためであります。

一般家庭ではまだまだ蛍光灯使用が多くて、これをLED照明に替えるには、安くなってきたとはいえ費用負担が大きいのが実態であります。費用面さえクリアできれば、この問題、CO₂の削減の問題とか電力の節減など、効果も大きく期待できる取組であります。

この問題でも先進事例に学び、ぜひ制度の創設と普及を求めたいと思いますが、この点での見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森都市環境課長。

○都市環境課長（森 常麿君） それでは、畑場議員のご質問にお答えいたします。

議員お話しのとおり、昨年開催された水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において、水銀添加製品である一般照明用の蛍光灯は、その種類に応じて、令和9年末までに製造と輸出入を段階的に廃止することが決定されました。一方で、既に使用している製品の継続使用、また廃止日までに製造された製品の販売及びその使用は可能とされたところです。

これによりまして、一般家庭等では今後、適切かつ計画的にLED化を進めていただくことが必要となります。そのため、町では町のホームページや広報紙等を活用し、広く情報発信してまいります。あわせて、議員ご質問の一般家庭のLED化に対する助成制度につきましても、近隣自治体の事例を参考にその必要性や課題を十分に研究し、本町での制度化について検討してまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

再質問ございますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） どうもありがとうございました。

まだ製造禁止までは3年という猶予があります。一般家庭でも、これからだんだん切実な問題になってくるということは考えられますので、PRと、その間にぜひ近隣市町村あるいは先進事例を学んで、これがスムーズに移行できるように、自治体としての援助もよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鵜沢清永君） 以上で畑場博敏君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

会議再開は午後1時です。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（鵜沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 鵜 沢 一 男 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、7番、鵜沢一男君の一般質問を行います。

7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 私は、中央公民館建設に係る基本計画（素案）についてを質問いたします。

町は中央公民館建設基本計画（素案）を作成し、これを示した上で各機関と協議するべきと私は考えます。

なお、今後は素案を案と言いますのでご了承ください。

現在、基本計画（案）が策定されておらず、建設検討委員会の答申をもって基本計画を作成するとの方針であるが、当該委員会はゼロベースより議論がなされております。つまり、白紙状態の議論であります。また、全5回開催の委員会で、地域住民の社会教育を推進する拠点である公民館の建設計画をつくり上げることはできないと私は考えます。

そこで、町が事前に建設基本計画（案）を作成し、これを示し、議論するべき事柄を決定した上で討論、検討、是非を得るべきと考えます。

そこで2点伺います。

1点目として、中央公民館建設基本計画（案）の事前策定について。

これは令和5年10月に議会に対し予算10億円リフォームを主体とした一部増築案が示されております。この10億円リフォーム計画の根拠は、令和5年3月に議会に説明をされました公共施設等総合管理計画の工程を考慮したものと考えます。

つまり、今後予定されるGSSセンター及び学校給食センターの改修事業も近い将来に実施する計画であるため、そこで許されると想定される財政支出は10億円であり、内訳は起債が7億5,000万円、自主財源が2億5,000万であるとの説明でありました。これは理解できるものと考えます。この町執行部が積み上げた大前提があり、これこそが中央公民館建設基本計画（案）の基本部分と私は考えます。

しかし、現在の町執行部はこの大前提を白紙とし、ゼロベースから町民に意見を求めています。議論する大前提のないこの行政手法は誤りと考え、見解を求めるものであります。

次に、議論するべき大きなテーマについてを伺います。

中央公民館基本計画（案）を作成するに当たり、議論する項目を示し、計画（案）に反映させることが必要と考えます。そして、その1として、地域の拠点としての役割であります。

公民館は町民のために社会教育を推進する拠点施設として、また、町民の学びや町民同士の交流を促進する人づくり、地域づくりに貢献する施設、それが公民館であります。

以上の目的を実現するために、次に項目を示します。

1つ目として、その実現のためには、社会教育法に公民館の設置及び運営に関する基準が定められております。必要施設の確認をするべきであります。

2点目、公民館、図書館等社会教育施設のデジタル活用促進、これは文科省より令和4年に示されたものであります。この示されたものに即した施設とすることです。

3点目、構造、規模、機能を選定し、具体的に必要な部屋名、部屋数、面積等を示すことも重要と考えます。

4点目として、町民の意見、アンケートの結果を反映させることと思います。

5点目、予算計画、町財政の健全化を前提とし、起債の限度額及び基金の限度額を提示すること並びにリフォーム建設の場合の補助金の見込み及び新築の場合の補助金の見込みを示すことも重要と考えます。

その2として、避難所としての役割についても重要であります。

1点目、災害時の電源等の確保。例えば太陽光発電の設備、蓄電池等の設備の検討も必要かと考えます。

2点目、円滑な利用が確保できる構造も必要と考えます。

そして3点目、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組の指針、これは平成28年に内閣府が示しておりますが、これに沿った機能も重要と考えます。

以上の必要な項目を計画（案）に示し、予算と照らし合わせる必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、鵜沢議員の中央公民館建設に係る基本計画（案）のご質問にお答えいたします。

まず、中央公民館整備について、これまでの経緯をご説明させていただきます。

最初に、令和4年3月23日の議員説明会になりますが、ここでご説明いたしました公共施設等総合管理計画に基づく今後の施設改修予定の中で、中央公民館につきましては耐震外壁工事としてお示しいたしました。その後、財政計画を見直しいたしました。令和5年3月2

日の議員全体会議で、計画額10億円として大規模改修または改築で進めさせていただきたいとご説明したところです。

そして、令和5年度に入りまして、町内部で検討会議を重ねた結果、現在の中央公民館の耐震不足、空調の故障、そして物価高騰の影響などを考えると早急に事業に着手する必要がある、また予算10億円ということを検討すると、リフォームプラス増築が一番現実的であろうという結論に至りました。

この町の方針を令和5年10月25日の議員説明会でご説明したところですが、多くの議員の皆様から、町民の声を反映するため町民を交えた検討委員会を設置すべきとのご意見がありました。これを受け、町は方針を転換し、現在、一宮町中央公民館建設検討委員会を設置し、当初の町の方針にかかわらず、ゼロベースとして協議を進めているところです。

さて、今申し上げました経緯を踏まえまして、鶴沢議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の中央公民館基本計画（案）の事前策定についてですが、これは建設検討委員会の答申結果を踏まえて最終的に町で策定したいと考えております。

2点目の議論すべき大きなテーマの地域の拠点としての役割と避難所としての役割につきましても、建設検討委員会で協議していただいた上で判断してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 残念です。私の質問に明確に答えていません。

そこで、再質問は内容を絞って質問したいと思います。

中央公民館建設基本計画（案）の事前策定について、事前に計画（案）を示されていない現在の行政手法は重ねて誤りだと私は考えます。

令和5年10月25日の議員説明会において10億円リフォーム案が示されたときに、多くの議員から議会に公民館建設に伴う特別委員会の設置の案、また、住民の意見を求める検討委員会等の設置を求める意見が出されました。これは事実であり、私も承知をしております。その結果として、ゼロベースによる現在の検討委員会に至っております。

しかし私は、反対意見が出たからといって町執行部が熟慮した上に示した計画（案）、これを安易に取り下げるべきではないと考えます。私たち議会議員と町長は町民から直接選ばれ、ともに二元代表制の一翼を担っているわけであります。そして重要なことは、ともに民

意の代表であり、私も町長も町の進むべき道を町民から負託をされているわけであります。だからこそこの公民館建設のような大きな事業は、町長自らが自身の考えを議会に提案し、議会の審議を受けるべきと考えます。つまり、町長自らの政治判断を示す必要があると考えられるわけであります。このことが民意の代表たる者の責務と考えます。

しかし、ゼロベースで町民検討委員会に任せることは、町長の責任回避と言わざるを得ません。また、議会も町長の提案を審議し、必要な改善を求め、是非を判断する、その責務が果たすことができない、こう考えております。見解を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢一男議員の再質問にお答えを申し上げます。

私どもは令和5年10月25日に議員説明会の場で皆様にご説明を差し上げた案、これをまとめるには何回か会合を開きまして十分な資料を検討した上で、根拠を持ってまとめさせていただいたのは確かでございます。ですので、私どもとしてはそれなりに現実の課題にきちんとお応えできる案としてご提案を差し上げたわけでございますけれども、今鵜沢議員もご確認いただきましたとおり、この席上、多くの議員の皆様から中身よりも決定プロセスにやはり問題があるということでご指摘をいただきました。

特に、私どもが、緊急性がある、先ほど渡邊課長のほうから申し上げましたが、空調の故障などもございまして、この案件には緊急性があるということで役場内で原案をつくらせていただいたわけですが、その緊急性の認識について、この25日の説明会では皆様からそこまでの緊急性があるとは認定できない、そのようなご指摘をいただきまして、私どもも本来こういった問題を扱っていくときには、まずフリーな立場から住民の代表あるいは議会の代表の皆様お集まりいただき、行政のスタッフも加わらせていただき、共に基本方針を定め、そしてそれを基に具体的な案をつくっていく、こういうプロセスを踏むべきところをよく理解しておりました。そこで皆様からのご指摘をいただいたところで、原点に戻ろうということで、緊急事態を共有して、私どもの認識を共有していただけない限りは通常の形を履行しなければいけないと、そのように認識を改め、今日に至った次第でございます。

私どもといたしましては、この検討委員会で十分ご議論いただく。その中で私どもが制約条件の中で考えました原案につきましては、これは既に廃案といたしましたけれども、執行部といたしましては。検討委員会のご要望に基づき、もしご要望いただければ詳細にご説明

を差し上げる、そしてご検討を賜るということ、そうした用意がございます。これをどう扱っていただくかは、あくまで検討委員会の皆様にお委ねを申し上げたいと思っております。

最終的に検討委員会の皆様から一つの方針を私どものほうへご提示いただけることになろうかと思えます。私どもといたしましては、それを踏まえさせていただいて、再度この役場内でじっくりこれを十分に検討した上で原案を作成し、再度議会の皆様にご判断を仰ぐ形でお諮りをしたいと、そのように考えている次第でございます。

多少この順序が、私どもの認識に基づいて当初行動しましたので不整合になりましたけれども、その点はおわびを申し上げる次第ですけれども、今後はそのように、また私どもも責任ある形で執行部案をまとめて、議会の皆様にご判断を仰がせていただきたいと、そのように考えます。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁を終わりました。

再々質問ございますか。

7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 再度伺います。

私が今聞いていることは、行政手法のこと、また町長の政治姿勢に係ることです。

今話したとおり、検討委員会で議論をさせていただいております。それは十分いいことだと思います。ただ、先ほど言いましたが、町長は直接町民から選ばれた民意の代表であります。そして、ここにいる私たち議会議員も全てが一宮町民の民意の代表であります。その立場として考えるのであれば、検討委員会は全ての民意の代表とは私は考えにくいと思います。検討委員会で上がってきたことが基本計画の案になるのであれば、それは議会で十分審議する必要があると思います。

私が言いたいのは、大きなこういう事業、この後にG S Sセンターの改修、給食センターの改修、迫っております。その大前提があるからこそ町は10億円の予算の規模を示したと考えます。そういったときに必要なことは、私は町長の政治判断だと思います。自分の案をまず示して、それで議会に判断をする。それで議会が改善を求めれば、真摯にそれに耳を傾ける、そういった姿勢が私は必要かと考えます。つまり町長が自ら先頭に立って町の進む方向、これを示して議会と対話を重ねる、そういった姿勢を求めているわけでありまして。再度伺います。

○議長（鵜沢清永君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私といたしましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、鶴沢議員のおっしゃることはそのとおりであると判断いたします。

その上で、今回の案件につきましては、先ほどの答弁でも申し上げた次第でございますが、中身がどうあるか以前にその進め方に問題があるということで、大勢の議員の皆様からご指摘をいただきました。そこで私どもは原案を廃案にして今日に至っております。その点は、私といたしましては、中身の議論をいただく前に、この決定プロセスに問題があるというご指摘に真摯にお応えをしたと、そのように私自身は認識をいたしております。その点はご理解を賜ればと存ずる次第でございます。

中身についてのご議論を、また皆様とご一緒できるということがありましたら、そこではまた今度はそれぞれの中身について、じっくりと皆様と最良の結果をもたらすための議論をさせていただければと思うところであります。その場合も責任を持って、根拠を持ってご提案を差し上げたく思う次第であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 再々質問に対する答弁終わりました。

よろしいですか。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 以上で鶴沢一男君の一般質問を終わります。

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、3番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

主権者教育について伺います。

主権者教育とは、文部科学省の資料によると、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこととされています。これから未来を切り開いていく子供たちにとって、とても大切な学びであると思います。

学習指導要領の下、一宮町では小学校及び中学校においてどのように主権者教育を行っていくのか、考えを伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） ご質問いただきありがとうございます。藤井議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

藤井議員がおっしゃるように、文部科学省では現在の社会の変化に伴い、主権者教育の重要性を強調しています。その背景というのは、民法改正に伴い18歳から1人で有効な契約ができるようになったこと、また、公職選挙法の改正により選挙権が引き下げられたこと、そういったことにより、高校生がより身近に政治や社会と関わるようになってきたことが挙げられます。

主権者教育で目指す資質、能力を学習指導要領の示す3つの柱で整理いたしますと、1つ目の知識、技能においては、現実社会の諸課題の理解、また、情報を効果的に調べ、まとめる技能。2つ目の思考力、判断力、表現力においては、現実社会の諸課題について多面的、多角的に考察し、それを今度公正に判断し、解決に向けて協働的に追究し、合意を形成する力。3つ目の学びに向かう力、人間性等につきましては、よりよい社会の実現に向けて主体的に参画する力となります。

そこで、今お話しした資質、能力を身につけるために、藤井議員からの質問の核心である小中学校において主権者教育をどのように行っていくのかについてお答えさせていただきます。

いろいろありますけれども、まず大きなもの1点目としましては、教科の横断的な取組の実践です。

主権者教育というのは、社会科だけではなく、国語、道徳、総合的な学習の時間、さらには特別活動など、様々な教科や活動と連携して行うことが重要となります。

社会科公民における授業の一例を申し上げますと、「現代の民主政治と社会」の単位においては、「だれを市長に選ぶ？」というテーマで、それぞれの候補者の公約や市の人口、世帯数、主な施設、市民の声が載っていて、その利点や問題点を自らまとめ判断するといった授業がされます。また、「市議会議員になって条例を作ろう」などの授業もあり、そこで話し合いをしたり解決策を考えたりする授業が組み込まれています。

国語においては意見文を書く練習を通して論理的思考を養い、道徳では他者の意見を尊重する姿勢を学び、特別活動においては異なる意見を持つ他者との対話を通し、合意を形成する経験を積ませています。こうした教科横断的な取組が主権者としての意識を統合的に育む

基盤となると考えております。

2つ目としまして、日常生活や遊び、そして授業を通して学年、発達段階に応じた段階的なアプローチで民主主義の基本的な社会問題や政治の仕組みを学びます。

小学校では、民主主義の基本的な考え方やルールの重要性を理解させ、協力や話合いの仕方を教えることが大切となります。低学年から日常生活や遊びの中で社会のルールや他者との共生について学び、中学年からは地域社会や学校での具体的な活動を通じて、共同体の一員としての役割を意識させます。高学年や中学校では、授業を通してより具体的な社会問題や政治の仕組みを学び、自分たちの意見を持つこと、そしてその意見を表現する力を育てています。

3つ目は、総合的な学習を通して地域との連携を図っていることです。

小学生は、調べ学習や地域探検をしながら地域社会との関わりを深めています。中学生は、福祉教育など地域でのボランティア活動を通じて、実際に社会に参加する経験を積んでおります。このように地域の大人と対話をすることで、多様な意見や価値観に触れる機会を提供し、子供たちの視野を広げているところでございます。

さらに、情報リテラシーの強化として、インターネットやSNSの利用が普及している中で、情報収集や解釈のスキル、公正な判断力の育成にも努めています。ほかにもあります。今後も子供たちの主権者としての意識の涵養につながる取組を各教科の特性等に応じながら進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 再質問いたします。

今回の一般質問をするに当たり、中学3年生が学ぶ公民の教科書をお借りして、私も学び直しをいたしました。身近なテーマや時事問題がふんだんに題材として扱われ、現代社会における様々な課題を人ごとではなく自分事として捉え、主体性を持って取り組む力を育てていく大変興味深い内容だと感じました。

社会に出れば、間違いのない正しい答えなんてものが存在している課題は圧倒的に少ないでしょう。お互いの利害関係や価値観の違い、多様性を認めながら場面場面で最適解を探し、その実現に向けて皆で協力していく、そういった姿勢が大切です。学んだことを社会に還元

していくことが教育というものの大きな目的の一つでもあると実感する教科だと思いました。

そこで再質問です。先ほどの答弁の中にもありました3つの柱の1つ、主体的に参画しようとする力を育むに当たり、以前、町でも開催していた中学生による子ども議会、この復活が非常に効果的だと思いますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） 再質問ありがとうございます。

主権者教育のより実践的な学びとして、子ども議会は非常に有意義な施策であると考えております。実施するには学校の次年度の教育課程に位置づけなくてはなりませんので、学校側と協議が必要となります。しかし、そういった機会を設けることで、子供たちが主権者としての役割を実感できると考えますので、実施に向けて前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） では、再々質問いたします。

前向きな答弁ありがとうございます。

昨今、議論の場で自分の正しさを押しついたり、相手を言い負かす、論破する、それを得意げにされているのを目にすることがありますが、それでは対立が深まり溝ができるばかりです。よい議論とは、対立を深めるのではなく、お互いの理解を深めるもの。議員として私自身肝に銘じたいと思います。子供たちにも子ども議会を通して、ぜひこの学びを実践してほしいと願います。

そして、前向きで建設的な議論の下、実現可能な政策提案にはぜひ予算をつけてあげてほしい。自分たちの思いが届いた、大人は私たちの声も尊重してくれている、そうした経験はより自分たちの住む町に興味、関心、愛着、誇りを持ち、今後の住民協働のまちづくりに積極的に関わってくれる地域の担い手の育成にもつながると考えるからです。

ここはちょっと町長の見解を伺いたいと思います。予算をつけていただきたい、いかがでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 再々質問に対する答弁を求めます。

竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） 先にお話をいただいた件について、私なりの考えを述べさせていただきます。ありがとうございます。

私の考える子ども議会というのは本当に表面的なものではなくて、やはり充実したものになりたいというふうに考えています。先ほど答弁の中でもお話をしたんですけれども、町の例えば予算とか、行政の仕組みがどういうものであるのか、それから議会の仕組みというのはこういうものだということを理解させた上で、単にただ町へ要望するというのではなく、そういう立場に立って、それが本当に実現可能なものなのか、自分ならこう進めていくという、そういうふうに立場に応じた考えを持って、そういうふうな意見を出してもらおう。そういう議会になればいいなというふうに思います。

そうしますと、藤井議員がおっしゃるような主体的に参画する気持ちにつながるとは思いますし、あと納得解にもなるんじゃないかというふうに思います。最適解、納得解、そこがやはり主権者教育として目指すべきものだというふうに思います。

実際に実現可能なものであれば、また町当局と相談をしながら、その実現に向けて進めていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員のご質問にお答えをいたします。

今、教育長から詳細な答弁を差し上げたわけでございますけれども、私も、これは多くのところでセレモニーのような形で行っているのを新聞で時々拝見することがございます。そうしますと、町にスターボックスが欲しいとか、そういう質問もあったよと。それがいけないわけではないんですけれども、やはり現実はこの行政、議員、議会の役割、機能、そうしたものをじっくり踏まえて、本当に町の施策として皆さんの暮らしを前に進める実現可能な案、そういったものをできる限り皆様からいただいて、そこに予算をきちんとを差し上げたいと、そういうふうに強く思います。ぜひともそういう形で進めていければと思うところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） よろしいですか。

以上で藤井幸恵君の一般質問を終わります。

これをもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

○議長（鵜沢清永君） 日程第6、承認第1号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづりの1ページをお願いします。

承認第1号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の専決処分につき承認を求めることについて。

令和6年度一宮町一般会計補正予算（第2次）を次のとおり専決処分に付したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求める。

令和6年9月19日提出。一宮町長、馬淵昌也。

こちらの補正につきましては、花火大会及び海水浴場開設に伴う経費に係るもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年7月16日付で専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、今回議会の承認を求めるものでございます。

それでは、次の2ページ目をお願いいたします。

令和6年度一宮町の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1,512万7,000円とするものでございます。

事項別明細書にて説明いたします。

7ページをお願いします。

歳入になります。

19款寄附金、1項寄附金、6目の商工費寄附金80万円でございます。1節の観光費寄附金ですが、こちらにつきましてはキリンビール株式会社が実施する全国の花火大会への寄附事業に応募したところ、当町の花火大会が寄附先として選定されて寄附を受けたものでございます。

その下、21款繰越金につきましては前年度繰越金になります。34万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

6款商工費、1項商工費、3目の観光費です。

9ページの説明欄をお願いします。

観光振興事業、負担金補助及び交付金、一宮町観光協会補助金80万円、こちらにつきましては、キリンビール株式会社からの花火大会への寄附金を主催者である一宮町観光協会へ譲渡するために予算措置をするもので、80万円でございます。

その下、海水浴場開設事業34万8,000円、放送施設設置撤去委託料でございます。こちらは放送施設の引込線不足分補充及び地中引込み方式の変更に伴う増額でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第6、承認第1号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第2次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託

○議長（鶴沢清永君） 日程第7、認定第1号 令和5年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第2号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号 令和5年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第5号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計決算認定についてを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、認定第1号から日程第11、認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、認定第1号から認定第5号、令和5年度決算の関係でございます。こちらについて概要を説明させていただきます。

資料で説明させていただきます。

お配りいたしました一宮町決算資料のほうをご用意ください。

それでは、まず表紙をめくっていただきまして、右下に全体説明資料1と書かれたページをお願いいたします。

こちらは、一般会計のほか全ての特別会計、公営企業会計について決算額を一覧にしたものでございます。

最初に一般会計ですが、収入額54億9,977万6,816円に対して支出額53億3,793万1,601円で、差引金額1億6,184万5,215円でございます。

次に、特別会計ですが、3つの会計合わせて収入額27億8,960万2,448円に対して、支出額26億7,537万9,045円で、差引金額1億1,422万3,403円でございます。

公営企業会計の農業集落排水事業会計ですが、収入額、収益、資本合わせて1億6,377万8,591円、支出が1億7,335万3,766円、差引金額マイナスの957万5,175円でございます。

それぞれ主な特徴点ですが、資料の次のページ、右下に全体資料2と書かれたページをお願いいたします。

歳入の一覧になります。

最初に、一般会計ですが、収入額54億9,977万6,816円、前年度に比べて7,587万1,600円、率にしますと1.4%減少いたしました。こちらは納税義務者や新築家屋の建設が増えたことで町税が増加したものの、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめとした感染症対策や物価高騰対策の国の交付金が減少したほか、基金繰入金、繰越金、町債の減少などがあり、歳入全体では減額となったものでございます。

次に、特別会計ですが、3会計合わせると27億8,960万2,448円、前年度に比べますと1,393万1,550円、率にして0.5%減少しています。こちらは介護保険特別会計における交付金繰入金金の増、後期高齢者特別会計の加入者が増加したことによる保険料の増がありましたが、国民健康保険特別会計において加入者数が減少したことが主要因で減額となり、特別会計全体

で減少しています。

次に、公営企業会計の農業集落排水事業会計ですが、収入の主なものは営業収益に当たる施設使用料、営業外収益に当たる長期前受金戻入金になります。

次のページをお願いいたします。全体資料の3ページになります。

こちらは全ての会計の歳出を一覧にしたものでございます。

一般会計の支出総額は53億3,793万1,601円でした。前年度に比べ1億522万8,617円、率にして1.9%減少いたしました。こちらは、年々増え続ける障害福祉や子ども・子育て事業に関する民生費や海岸トイレ建設工事、観光再始動事業等、増額要因もありましたが、コロナワクチン接種事業費や湛水防除事業費の減少に加え、財政調整基金への積立ても減少となり、歳出全体で減額となったものでございます。

次に、特別会計につきましては、3会計合わせると26億7,537万9,045円、前年度に比べ1,128万9,326円、率にして0.4%増加しております。こちらは国民健康保険事業特別会計における保険給付費が減少したものの、介護保険特別会計の保険給付費の増、後期高齢者医療特別会計の加入者数、保険料の増加による広域連合納付金が増加したことにより、特別会計全体で微増しております。

次に、公営企業会計の農業集落排水事業会計の費用は、営業費用に当たる処理場費、減価償却費になります。

次のページをお願いします。全体説明資料4のページでございます。

こちらですが、決算概要の最後、歳入歳出差引残額の一覧でございます。

一般会計の差引残額は1億6,184万5,215円となり、前年度比22.2%、2,935万7,017円増加いたしました。特別会計につきましては3会計で1億1,422万3,403円の残額があり、前年度比18.1%、2,522万876円減少しております。

公営企業会計につきましては、令和5年度より会計を移行しており、前年度との比較はございませんので皆増となっております。

これらの残額につきましては予算の正確性への関係もありますので、年度末の3月補正の際には決算見込額を十分に精査し、安易に残額が残らないよう精度の高い予算管理に努めてまいります。

令和5年度決算関係の説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては質疑を省略し、6名の委員で構成される決算審査

特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本件は質疑を省略し、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。特別委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名いたします。

決算審査特別委員会委員には、13番、小関義明君、10番、吉野繁徳君、5番、大橋照雄君、3番、藤井幸恵君、2番、宇佐美信幸君、1番、篠瀬寛樹君、以上6名を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会委員には、ただいま指名いたしました6名の方を選任することに決定いたしました。

ただいま選出されました委員は、直ちに議長室にて決算審査特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長を互選し、議長に報告願います。

決算審査特別委員会開催のため30分程度の休憩といたします。

会議再開は14時20分です。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時19分

○議長(鵜沢清永君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長が決まりましたのでご報告いたします。

委員長、3番、藤井幸恵君、副委員長、2番、宇佐美信幸君、以上のとおりですので、ご了承願います。

なお、決算審査特別委員会は、10月15日火曜日、10月16日水曜日の2日間を予定しております。本決算に関する委員外質問は、お手元の委員外議員の質問要旨で10月2日水曜日までに委員長宛てに提出されますようお願いいたします。

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑

○議長（鵜沢清永君） 日程第12、報告第1号 令和5年度一宮町健全化判断比率について、日程第13、報告第2号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計資金不足比率についてを一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、日程第12、報告第1号及び日程第13、報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづりの20ページのほうをお願いします。

報告第1号 令和5年度一宮町健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度一宮町健全化判断比率について、次のとおり報告する。

令和6年9月19日提出。一宮町長、馬淵昌也。

次のページをお願いいたします。21ページになります。

令和5年度一宮町健全化判断比率につきましては、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率は、決算が黒字であるため数値は入ってございません。

③の実質公債費比率につきましては4.4%で、早期健全化基準の25%を大きく下回るとともに、昨年度も4.4%でしたので増減ございません。この比率は、町の公債費だけでなく、長生広域など関係する一部事務組合の負債等も含めたものが町の財政規模にどのくらい占めているかを表すものでございます。

④の将来負担比率は、町の地方債残高や債務負担行為の今後の支出予定額、一部事務組合や公営企業の町負担の残額等が町の財政規模にどのくらい占めるかを表すものですが、将来の負担に対し、将来負担額から差し引ける基金等が上回っており、負担率がマイナスのため、数値が入っておりません。

報告第1号については以上になります。よろしく申し上げます。

報告第2号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度一宮町農業集落排水事業会計資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和6年9月19日提出。一宮町長、馬淵昌也。

24ページをお願いいたします。

農業集落排水事業会計資金不足比率です。こちらにつきましても決算において黒字であるため、数値は入ってございません。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） すみません、この数字に載っていないんですけども、経常収支比率、幾つか教えていただきたいんですけども。

○議長（鵜沢清永君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） すみません、ちょっと今手元に資料がございませんので、後でお答えします。申し訳ありません。

○議長（鵜沢清永君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第14、議案第1号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第1号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづりの26ページをお願いいたします。

本条例の改正でございますが、令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、国民健

康保険被保険者証の返還に係る規定が廃止されることから、町条例においても規定の整備を行うものでございます。

今回の改正では、第12条の罰則規定の中に保険証の返還を求める規定を設けていますので、保険証の廃止に伴い、条項番号の整理、罰則の対象者の一部削除の改正をするものでございます。

附則といたしまして、施行日は令和6年12月2日とし、改正に伴う経過措置について規定したものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 議案第1号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論をいたします。

本改正案は、マイナンバーカードと保険証が一体化されることに伴い、12月2日より健康保険証の発行が廃止されることのために、条例から該当部分を削除するものでありますけれども、そもそも制度上に大きな問題があるために反対するものであります。

一般質問でも問題点を指摘しましたがけれども、反対理由の第一として、いまだ44%の人々がマイナンバー保険証を利用していない。その大きな理由として、一つに個人情報の漏えいが心配、不安であるということ、さらに必要性を感じていない、こういったことが挙げられております。

国民合意が十分図られていないまま、この法律が見切り発車というようなことになっているということで、反対理由の一つであります。

2つ目に、本来マイナンバーカードの取得の法律は申請方式、つまり任意であって強制ではない。このカードと国民皆保険の保険証をひもづけ一体化することは、事実上取得の強制になり、強行したことは国や保険者の責任の放棄であり、認められるものではない。

この2つの点から本案に対して反対するものであります。

なお、議案第4号についても後期高齢者医療の広域規約の議案が出てまいりますけれども、これについても同様の理由で反対いたしますので、そこでの討論はしませんが、態度を表明して終わります。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ございませんか。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 私、議案第1号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場から討論いたします。

マイナンバーカードの作成は任意のものであり、本年12月に健康保険証が発行停止になったとしても、マイナンバーカードと健康保険証の一体化は基本的に強制されるものではないと認識しています。

国は、マイナ保険証のメリットを転居時などの健康保険証のつくり直しや更新作業が不要となること、また、一元的に情報を集約できるため保険証の誤使用がなくなるほか、限度額適用認定書の取得手続を行うことなく医療機関で情報の確認ができることなどを挙げています。

さらに、同意があれば診療情報などを医師等が確認でき、効果的な医療が期待できること、また、確定申告時の医療費控除への活用と医療機関の事務軽減も期待できます。加えて、最も心配された健康保険証発行が廃止された後の代替となる資格確認書については、申請をなくしても毎年発行し、送付されることが明らかにされています。

なお、マイナ保険証で利用登録をした方がこれを解除したいと考えたとき、この対応が10月から可能になることです。

以上のことから、マイナ保険証についてはあらゆる方への柔軟な対応が考えられていることを踏まえ、私は本議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第1号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第15、議案第2号 原地区農業集落排水処理施設改修工事の請負契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） 議案第2号に行く前に、先ほどの大橋議員の質問に答えてよろしいでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） どうぞ。

○総務課長（高田 亮君） 経常収支比率についてです。

決算資料の総務課資料の10ページになります。

（「決算資料の10ページ」と呼ぶ者あり）

○総務課長（高田 亮君） 総務課と赤い……

（「貼ってある……」と呼ぶ者あり）

○総務課長（高田 亮君） 貼ってあるやつの10ページ。

（「10ページに載っている」と呼ぶ者あり）

○総務課長（高田 亮君） はい。

（「それで分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） よろしいですか。すみません。

それでは、議案第2号 原地区農業集落排水処理施設改修工事の請負契約締結について。

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月19日提出。一宮町長、馬淵昌也。

工事名、原地区農業集落排水処理施設改修工事。6億8,970万円。請負業者、千葉県千葉市中央区今井2-14-5、株式会社第一テクノ、千葉営業所所長、新井延弘。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第2号 原地区農業集落排水処理施設改修工事の請負契約締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢清永君) 日程第16、議案第3号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長(田中一郎君) 議案第3号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明いたします。

議案つづりの29ページをお願いいたします。

令和5年度一宮町農業集落排水事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

それでは、提案理由についてご説明させていただきます。

議案つづりの次のページ、30ページをお願いいたします。

こちらの表の中の右側部分に記載のあります未処分の利益剰余金1,608万1,722円につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、事業年度ごとに生じた利益、この処分を議会の議決を得て行うとされております。

これによりまして、令和5年度会計におかれる純利益であります未処分の利益剰余金1,608万1,722円を利益積立金といたしまして処分するものでございます。

なお、この利益積立金につきましては運営での欠損金等に備えるためのものであり、今後の会計運営のための補填財源として保有、活用していくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第3号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第17、議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明申し上げます。

議案つづりの31ページをお願いいたします。

被保険者証の廃止に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

32ページをお願いいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附則といたしまして、この規約は、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第4号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第18、議案第5号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田総務課長。

○総務課長（高田 亮君） それでは、議案つづりの34ページをお願いいたします。

議案第5号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定について。

令和6年度一宮町一般会計補正予算（第3次）を別紙のとおり提出する。

令和6年9月19日提出。一宮町長、馬淵昌也。

次のページ、35ページをお願いいたします。

令和6年度一宮町一般会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,704万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億7,216万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

事項別明細書により説明をいたします。

43ページをお願いいたします。

まず、歳出になります。説明欄のほうで説明をいたします。

今回の補正の人件費に関しましては、4月の人事異動、また共済費の負担率の改定によるものでございます。また、通信運搬費の増は郵便料金の増額改定によるものでございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、43ページの中ほど少し下、庁舎維持管理費になります。65万6,000円、修繕料、庁舎玄関ドアセンサーの交換でございます。工事請負費は空調設備更新工事ということで、社会福祉協議会2階会議室エアコン、不具合が2台ありますので、これの更新工事を行います。

1つ飛ばしまして、町有財産管理運営費136万9,000円。こちらの修繕料は旧一宮保育所の避難口誘導灯の4か所の交換でございます。それから委託料、雑木伐採委託料は、町有地に繁茂した雑木が道路に出ておりました、危険を伴うため伐採するものでございます。

次の情報化推進事業42万4,000円。こちらの主なものは委託料のL G W A Nサーバー設定変更委託料でございますが、こちらは住民票や税証明のコンビニ交付システムについて、登録している様式や制度、ネットワーク等に変更が生じた際に役場内で登録情報の変更を行うページにアクセスする必要がありますけれども、本町からは今アクセスできない状態でございます。こちらを更新するものでございます。

続きまして、45ページをお願いします。

まちづくり推進事業25万6,000円になります。こちらは一宮町の海岸をサーフィンウォークの認定を受けるために行うもので、ワークショップ、町民説明会、原稿執筆等に係る経費でございます。

次に、ふるさと応援事業82万円。ふるさと納税謝礼として32万8,000円、1つ飛ばして広告

料であります、30万円ですが、ふるさとチョイス内の広告を掲載させる費用でございます。

その次、低所得世帯支援金給付事業761万1,000円。負担金補助及び交付金、低所得世帯支援金ですが、見込額が予算現額より増えたため増額となっております。

次に、47ページをお願いします。

中ほどです。自立支援事業、補装具給付費、こちらにつきましては70万4,000円。利用件数増による増額でございます。

続きまして、自立支援医療給付事業ですけれども、身体障害者育成医療給付費、こちらも給付の対象者が出たことに伴う増額補正で220万9,000円でございます。

次に、49ページをお願いします。

中ほど少し下ですが、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯）65万8,000円です。こちらは国補助金返還金ですが、令和5年度低所得者の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付事業事務費の精算による返還でございます。

次に、51ページをお願いします。

中ほど少し上になりますが、合併処理浄化槽設置事業、小型合併処理浄化槽設置事業補助金でございます。267万円の増額です。国県補助の基準の見直しに合わせて町の補助額も増やしまして厚くするもので、増額補正になります。

真ん中より少し下、農業振興事業805万1,000円。負担金補助及び交付金、農産産地支援事業補助金が645万円、こちらは米の需給調整の推進に取り組んでいる生産者が作業の省力化や自動化、効率化を目的に導入する機械に対し支援するもので、希望者の効率的な営農を推進するため、必要額を補正するものでございます。その下、地域農業担い手支援事業補助金150万円、こちらは県からの補助がございますので、それに合わせて町からも補助を行うものでございます。

その下、畜産振興事業41万5,000円。かずさ有機センター負担金です。令和5年度運営費が決定し、不足額が出たための補正でございます。

次に、53ページをお願いします。

上から2つ目、一宮海岸広場維持管理事業1,128万7,000円です。こちらは一宮海岸広場に複合遊具を設置する事業として、寄附を受けておりますので、その寄附をもって事業を行うものでございます。消耗品費、看板製作設置委託料、遊具設置工事になります。

1つ飛ばしまして、排水施設維持管理事業です。排水機場維持補修工事121万円です。こちらは新地排水機場で操作盤の不具合が出ておりまして、自動運転ができない状態であるため

補修工事を行うものでございます。

次に、55ページをお願いします。

一番上、災害対策事業579万3,000円です。委託料の急傾斜地崩落対策詳細設計委託料557万7,000円です。こちらにつきましては、G S Sセンター裏山の土砂災害警戒区域対策工事を行うに当たりまして、詳細設計を実施するものでございます。

次の災害対応費58万3,000円です。8月16日の台風7号に係る災害対応を行った際の職員35名分の手当になります。

次に、57ページをお願いいたします。

東浪見小学校管理運営事業、マイナスの69万2,000円です。こちらにつきましては、校務支援システム導入委託料の73万3,000円の減が大きなものでして、当初予算では保守も含めた費用を計上していましたが、業務の性質上、保守については運用開始の令和7年度当初予算に再計上し、契約することとなったため、不用額を減額するものでございます。

1つ飛ばしまして、一宮小学校管理運営事業マイナスの41万8,000円。こちらも同じく委託料のマイナス73万3,000円は東浪見小と同様の理由での減額になります。

次に、一宮小学校給食事業85万4,000円。主なものは備品購入費、給食備品です。ガス回転釜の腐食、亀裂が進んで修繕できないため、新たに備品購入をするものでございます。

その下、次は中学校費になります。学校管理運営事業マイナス21万2,000円。主なものは修繕料でございまして、中学校の3か所の照明機器の修繕、あと誘導灯4台、救助袋の格納部品の修繕を行うもので42万2,000円。

次の59ページをお願いいたします。

一番上の委託料、校務支援システム導入委託料マイナス73万3,000円は、小学校と同様の理由での減額になります。

次に、下から2番目、G S Sセンター管理運営費20万6,000円、修繕料です。バレー用床金具、アリーナ壁、アリーナ北面ベンチ、天井、ステージ南側、外部出入口の修繕を行うものでございます。

その下、土木関係災害復旧事業400万円。工事請負費、道路等工事、こちらにつきましては令和6年6月21日の豪雨により路肩崩落が発生しました町道2386号線、林道軍茶利線の災害復旧工事費でございます。

それでは、次に歳入になりますが、40ページ、41ページにお戻りいただきたいと思っております。歳入です。

16款の国庫支出金になります。

41ページのほうをお願いいたします。

障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金です。こちらは国の補助金でして、合わせて160万6,000円になります。

その下、児童福祉費負担金（過年度精算交付分）でございますが、294万1,000円。児童手当負担金41万4,000円も過年度精算交付金でございます。

その下、地方創生臨時交付金761万1,000円は、低所得世帯支援給付事業の国の交付金になります。

1つ飛ばしまして、環境費補助金88万5,000円。循環型社会形成推進交付金、こちらは合併処理浄化槽への転換補助の国分で88万5,000円でございます。

次に、17款の県支出金です。80万3,000円は障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金の県分の負担金の収入でございます。

児童福祉費負担金も過年度精算交付分の県分でございます。

児童手当負担金につきましても85万2,000円、過年度精算交付分の県分でございます。

その下、16万5,000円で自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金。こちらはヘルメットの補助金で県分の補助金です。

1つ飛ばしまして、生活排水対策浄化槽推進事業補助金88万5,000円は、浄化槽の補助金の県の分でございます。

農産産地支援事業補助金645万円。こちらは県の補助金の部分でございます。

19款の寄附金です。一般寄附金436万7,000円、ふるさと応援基金626万8,000円、地方創生応援税制寄附金109万9,000円。こちらは企業版ふるさと納税ですが、これらの寄附は一宮海岸広場に複合遊具を設置する事業に対する寄附金でございます。

20款の繰入金、ふるさと応援基金繰入金、マイナスの220万2,000円です。こちらは小中学校3校の校務支援システム導入事業の縮小による減額でございます。

21款繰越金、前年度繰越金が1,689万8,000円。歳出の各事業に補助金や起債等を充ててもなお不足する分について、前年度繰越金で賄うものでございます。

23款の町債でございます。臨時財政対策債100万円。交付税算定結果による増額でございます。その下、緊急自然災害防止対策事業債550万円。こちらはG S Sセンター裏山の急傾斜地崩落対策詳細設計に充てるものでございます。

最後に、少し戻りまして37-1ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。

追加です。緊急自然災害防止対策事業債、こちらを550万円新規に追加いたします。

変更です。臨時財政対策債1,100万円を1,200万円へ増額します。こちらは交付税算定結果による増額でございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第5号 令和6年度一宮町一般会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第19、議案第6号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

目良住民課長。

○住民課長（目良正巳君） それでは、議案第6号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明をさせていただきます。

議案つづりの70ページをお願いいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ449万6,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,373万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

76、77ページをお願いいたします。

説明欄の一般職人件費でございますが、4月の人事異動に伴うもので、10万1,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、事業費納付金の給付金322万5,000円の増額、後期高齢者支援金12万8,000円の減額、介護納付金144万3,000円の増額は、いずれも県に納付する給付金額が確定により計上するものでございます。

続きまして、保健事業役務費は10月1日より郵便料金改定により5万7,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、74、75ページをお願いいたします。

歳入でございますが、6款繰入金につきましては、一般職人件費を減額補正し、なお不足する財源を前年度の繰越金から充てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第6号 令和6年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第20、議案第7号 令和6年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関福祉健康課長。

○福祉健康課長（関 晴美君） それでは、議案第7号 令和6年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの82ページをご覧ください。

第1条でございます。本案は、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,170万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億723万9,000円にしようとするものでございます。

初めに、歳出についてご説明いたします。

議案つづりの89ページ、説明欄をご覧ください。

1行目の人件費1,057万1,000円の増額と、1つ飛ばしまして、3行目の人件費40万円の増額は、いずれも本年4月の人事異動に伴う予算の整理でございます。

戻りまして、2行目の介護保険運営事務費の使用料及び賃借料1万6,000円につきましては、介護保険の制度改正に伴う業務効率化のためのインターネットによる介護保険法令データベースのシステム利用料でございます。

続きまして、4行目の償還金は、昨年度に交付を受けた社会保険診療報酬支払基金からの交付金について、実績が確定いたしましたので、精算のための返還金71万6,000円を予算計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

議案つづりは86ページにお戻りください。

補正予算の財源であります。上から国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金について、歳出の補正予算額に対する定率額を計上し、なお不足する財源を前年度繰越金から充てようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第7号 令和6年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第21、議案第8号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第8号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの95ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第2次）の予算は、次に定めるところによる。

次に、第2条、同会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入科目、第1款第2項営業外収益1億2,117万2,000円から10万2,000円を減額補正し、補正後予算額を1億2,107万円とし、それに伴い、第1款農業集落排水事業収益の補正後の予算額を1億6,433万2,000円とする。

続きまして、支出科目、第1款第1項営業費用1億4,263万4,000円から10万2,000円を減額補正し、補正後予算額を1億4,253万2,000円とし、それに伴い、第1款農業集落排水事業費用の補正後予算額を1億4,675万2,000円とする。

次に、第3条、同会計予算第9条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費

であります職員給与費について、議決額459万8,000円から10万2,000円を減額補正し、補正後予算額を449万6,000円とする。

次に、第4条、同会計予算第10条、他会計からの補助金について、既決額4,216万6,000円から10万2,000円を減額補正し、4,206万4,000円に改める。

それでは、今回の補正予算の詳細についてご説明させていただきます。

議案つづりの102、103ページをお願いいたします。

令和6年度一宮町農業集落排水事業会計（第2次）補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。

まず、下段の支出になります。

第3条に規定しております収益的収支の支出ですが、1款1項3目総係費のうち1節給与、2節手当、3節賞与引当金の繰入額、4節法定福利費、合計で10万2,000円を減額補正するものでございます。

それに伴いまして、上段の収入でございますが、1款2項2目他会計からの補助金、1節一般会計繰入金、こちらを10万2,000円減額補正するものです。

今回の補正内容ですが、人事異動に伴う人件費の補正内容となっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第21、議案第8号 令和6年度一宮町農業集落排水事業会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢清永君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これもちまして令和6年第3回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時03分